

平成 21 年 1 月 28 日

各 位

会 社 名 株式会社パワーアップ
(コード 3044 大証ヘラクレス市場)
代表者名 代表取締役社長 大 淵 雅 次
問合せ先 取締役管理部長 樽 茶 右 二
(TEL 089-921-0401)

株式会社 J O Y による当社株式等に対する 公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ

当社は、平成 21 年 1 月 28 日開催の取締役会において、株式会社 J O Y（以下「公開買付者」といいます。）による当社普通株式及び新株予約権（平成 18 年 4 月 24 日開催の当社臨時株主総会及び平成 18 年 4 月 24 日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権。以下「第 1 回新株予約権」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について下記の通り賛同の意見を表明することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本表明にかかる決議は、本公開買付けが成立した場合には、その後公開買付者及び大淵雅次が当社の発行済み株式の全株式を保有する予定であること、並びにその後当社が上場廃止となる予定であることを前提としております。

記

1. 公開買付者の概要

(1) 商 号	株式会社 J O Y	
(2) 事 業 内 容	当社の株式等の取得及び保有等	
(3) 設 立 年 月 日	平成 20 年 12 月 17 日	
(4) 本 店 所 在 地	愛媛県松山市三番町六丁目 8 番地 7	
(5) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 大淵 雅次	
(6) 資 本 金	10,000 千円（平成 21 年 1 月 28 日現在）	
(7) 大株主及び持株比率	大淵 雅次 100.00%	
(8) 買付者と当社の関係	資 本 関 係	該当事項ありません。
	人 的 関 係	当社の代表取締役社長である大淵雅次は、公開買付者の代表取締役社長を兼任しています。
	取 引 関 係	該当事項はありません。
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。

2. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成 21 年 1 月 28 日開催の取締役会において、公開買付者による当社普通株式及び第 1 回新株予約権の取得を目的とした本公開買付けの実施について、下記 (3) 及び (4) に記載の通り、賛同の意見を表明することを決議致しました。したがって、当社は当社の株主及び第 1 回新株予約権者の皆様に対し、本公開買付けに応募することをお勧めいたします。

(2) 本公開買付けの概要

公開買付者は、当社の代表取締役社長である大淵雅次が本日現在において発行済株式の全てを保有する株式会社です。本日現在において、公開買付者は、当社の普通株式及び第 1 回新株予約権を所有していません。

なお、大淵雅次は公開買付者の代表取締役社長に就任しております。

公開買付者は、当社の発行済株式のうち、当社の筆頭株主である大淵雅次が保有する当社株式及び当社が保有する自己株式を除いた全株式、並びに当社が第三者に付与している全ての新株予約権（以下「当社の全株式等」といいます。）を取得することにより、当社を非上場化させるための一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けを実施するものであります。

本公開買付けは、当社の経営陣によるマネジメント・バイ・アウト（MBO（注））である本取引の一環として行われるものであり、当社の取締役会の賛同のもと、友好的に当社の全株式等を取得するために公開買付者により金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含み、以下「法」といいます。）に基づいて行われるものです。当社の代表取締役社長である大淵雅次及びその他の経営陣は、本公開買付け終了後も継続して当社の経営にあたる予定です。

（注）マネジメント・バイ・アウト（MBO）とは、一般的に、買収対象会社の業務執行を行う取締役の全部又は一部が金融投資家等と共同して資金を出資して、買収対象会社の株式を取得する取引をいいます。

なお、本公開買付けが成立した場合、公開買付者は、本公開買付けに係る決済等に要する資金を調達するため、株式会社三井住友銀行（以下「貸付人」といいます。）から 2,114 百万円を上限として借入を行う予定です（以下「買収ローン」といいます。）。買収ローンに係る契約では、貸付人以外からの借入その他公開買付者の一定の行為（貸付人が承諾していない債務及び保証債務の負担、担保の追加差し入れ、当社株式の取得及び保有以外の事業の実施、主たる事業内容の変更等）を、公開買付者が貸付人の書面による同意を得ることなく行わない義務その他の事項が規定されることが予定されています。

(3) 本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程

当社は、平成 9 年 12 月に飲食事業を目的とする「有限会社パワーアップ」として創業し、「元祖にんにくや」第 1 号店を愛媛県松山市大街道に出店しました。その後も、当社は、平成 11 年 12 月には九州地区ショッピングセンター内第 1 号店として大分県大分市トキハわさだタウン内に「元祖にんにくや わさだ店」を、平成 13 年 6 月には四国地区ショッピングセンター内第 1 号店として愛媛県新居浜市イオンショッピングセンター内に「元祖にんにくや 新居浜店」を出店しました。また、当社は、平成 13 年 11 月には関東地区第 1 号店として神奈川県大和市イオンショッピングセンター内に「元祖にんにくや 大和店」を、平成 14 年 9 月には北陸地区第 1 号店として富山県高岡市イオンショッピングセンター内に「元祖にんにくや 高岡店」を、同年 10 月には関西地区第 1 号店として兵庫県伊丹市ダイヤモンドシティテラス内に「元祖にんにくや 伊丹店」を、平成 15 年 6 月には東海地区第 1 号店として名古屋市中区熱田区イオンショッピングセンター内に「元祖にんにくや 熱田店」を、同年 8 月には東北地区第 1 号店として岩手県盛岡市イオンショッピングセンター内に「元祖にんにくや 盛岡店」を出店し、次々と「元祖にんにくや」の全国展開を進めました。その後、当社は、平成 15 年 9 月には「株式会社パワーアップ」に組織変更した後も、更なる「元祖にんにくや」の全国展開を進め、平成 17 年 4 月には北海道地区第 1 号店として北海道苫小牧市イオンショッピングセンター内に「元祖にんにくや 苫小牧店」を、平成 18 年 3 月には東京都内第 1 号店として東京都葛飾区ア

リオ亀有内に「元祖にんにくや 亀有店」を、同年4月には甲信地区第1号店として岐阜県本巣市モレラ岐阜内に「元祖にんにくや 岐阜店」を出店しました。また、当社は、「元祖にんにくや」以外にも、平成16年3月には「ガーリック・きっちん」の中国地区第1号店を広島県安芸郡府中町ダイヤモンドシティソレイユ内に出店し、平成16年11月にはフードコート店「にんにん」第1号店を兵庫県西宮市ららぽーと甲子園内に出店し、平成18年7月にはレストラン「まかない亭」第1号店を奈良県生駒市イオンショッピングセンター内に出店し、平成19年7月にはレストラン「神戸洋食亭北野グリル」第1号店を岐阜県各務原市イオンショッピングセンター内に出店し、平成20年3月にはレストラン「マンマ・ヴォーノ」第1号店を大阪府堺市アリオ鳳ショッピングセンター内に出店し、同年7月にはレストラン「イタリア食堂 Prego」第1号店を香川県綾歌郡イオン綾川ショッピングセンター内に出店し、同年10月にはレストラン「グリル&パスタ AmoreAmare」第1号店を茨城県つくば市イーアスつくばショッピングセンター内に出店し、同年11月には和食レストラン「味噌汁や」第1号店を群馬県伊勢崎市 SMARK 伊勢崎ショッピングセンター内に出店し、同年12月にはレストラン「ピア&グリル Yamashita」第1号店を愛知県名古屋ミタニビル内に出店するなど、「元祖にんにくや」以外のブランドについても全国展開を進めて参りました。

以上のように、当社は、設立当初より、首都圏でブームとなった業態を地方にも拡大し、流行の全国共通化に取り組み、より多くのお客様が豊かな食生活を楽しめ、外食を交えた生活水準向上の確立に努めて参りました。また、同時期に日本に商業施設ブームが発生した為、当社は、同ブームと共に大型商業施設への出店を進めて参りました。その後も、当社は、第一業態の確立と共に、高齢化社会に対応すべく新しい業態を考案し、幅広い客層の確保に取り組んで参りました。その結果、当社は、平成18年2月28日（第9期第1四半期）においては、店舗数37店舗、営業利益169,034千円、経常利益171,133千円を計上し、平成18年7月には、株式会社大阪証券取引所（以下「大阪証券取引所」といいます。）ニッポン・ニュー・マーケットー「ヘラクレス」市場（以下「ヘラクレス市場」といいます。）への上場を果たしました。

しかしながら、世界経済の不安定化、日本の人口増加率の低下、食材・原油価格の乱高下、労働力不足による賃金の上昇等によりフードサービス産業全体の競争は益々激化しております。

さらに、当社は、上記の通り、大型商業施設を中心に店舗展開を繰り返してきましたが、いわゆるまちづくり三法（大規模小売店舗立地法、都市計画法、中心市街地の活性化に関する法律）の影響により、大型商業施設の建設が困難となり、また、大型商業施設が既に飽和状態であることに鑑み、今後は、従来の事業モデルを大きく変更する必要に迫られております。

かかる当社が直面している課題を踏まえ、当社は、当社の今後の中長期的な成長のためには、事業モデルの迅速且つ適確な対応及び転換をしていく必要があると考えております。具体的には、当社は、今後は、従来の大型商業施設中心の出店から、いわゆる「街中」への出店割合を大幅に増加させる必要があり、また、これに伴い、現在店舗展開している「元祖にんにくや」、「ガーリック・きっちん」、「にんにん」、「まかない亭」、「神戸洋食亭北野グリル」、「マンマ・ヴォーノ」、「イタリア食堂 Prego」、「グリル&パスタ AmoreAmare」、「味噌汁や」及び「ピア&グリル Yamashita」以外にも、新たな価格帯や顧客単価の店舗を展開する必要があると考えております。

しかし、「街中」での店舗運営は、従前の大型商業施設よりも家賃が高額である等投資額が膨らむことが予想されることから、従前よりも利益率が下がり、投下資本の回収期間は従前よりも長期間になることが予想されます。また、当社は、大型商業施設での店舗運営についてはノウハウを十分有しておりますが、「街中」での店舗運営に関しても、よりノウハウを拡充していく必要があると考えております。さらに、新業態の店舗展開には、先行的に経費が発生することにより、中期的に利益が減少することや、その店舗展開による成果が計画通り実現しない事業リスクがあります。

もっとも、このような要因により業績の悪化が見込まれる可能性があるとしても、当社は、当社の今後の中長期的な成長の為には、「出店場所の変更」、「新規分野の開拓」、「新業態の開発」が不可欠と考えております。

そこで、当社は、中長期的な視野に立った経営戦略（事業モデルの迅速且つ適確な対応及び転換）を、短期的な業績の変動に左右されることなく、可及的速やかに実行する体制を整備するためには、本取引による非上場化が必要であると考えました。

また、当社の株式は、当社の業績が好調であるにも拘らず、昨今の経済情勢等を要因に株価が低迷したため、平成20年7月31日、大阪証券取引所から、監理銘柄及び整理銘柄に関する規則第7条第1号の2 a (c)に該当するとし

て、当社の株式を監理銘柄（確認中）に指定され、本来であれば、平成 21 年 1 月 31 日までに 5 日間（休業日を除外する。）連続して、当社の株式の浮動株時価総額が 5 億円以上とならない場合には、上場廃止基準に該当し、上場廃止となる予定でした。もっとも、その後、大阪証券取引所が、平成 20 年 10 月 30 日、上場廃止基準のうち、上記浮動株時価総額に係る基準について、平成 20 年 12 月までの間、一時的に適用を停止し、また、平成 21 年 1 月 13 日、同月 5 日から同年 12 月末日までの間の上記浮動株時価総額に係る基準（注）を変更したため、平成 21 年 3 月 31 日までに 5 日間（休業日を除外する。）連続して、当社の株式の浮動株時価総額が 3 億円以上とならない場合には、上場廃止基準に該当し、当社の株式は、平成 21 年 4 月 1 日から同月 30 日までの間、整理銘柄に指定された後、上場廃止となる予定です。このように当社の株式は、上場廃止になる可能性があることから、当社は、当社の株券等の売却による投下資本回収の機会を株主に等しくご提供する必要があると判断いたしました。

（注）変更後の浮動株時価総額に係る上場廃止基準は、浮動株時価総額が「30 営業日連続して 3 億円未満である場合において、6 か月の間に 5 営業日連続して 3 億円以上とならないとき」というものです。

以上の通り、当社は、当社の中長期的な企業価値の向上を図り、且つ、当社の株券等の売却による投下資本回収の機会を等しく提供するためには、当社の株主等の皆様にその保有する株式等の売却の機会をご提供しつつ、本取引による非上場化を行うことが最善の手段であるとの結論に至りました。そして、下記（4）に記載の通り、当社は、本公開買付けにおける買付け等の価格は当社の株主等の皆様にとって適正なものであり、本公開買付けは当社の株主等の皆様に合理的な売却の機会を提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同することを決定いたしました。

（4）買付け等の価格の評価の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者は、本公開買付けにおける当社株式の買付価格の公正性を担保するため、買付価格（以下「本公開買付価格」といいます。）を決定するに当たり、当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関である株式会社 KPMG FAS（以下「KPMG FAS」といいます。）より株式価値算定書を平成 21 年 1 月 27 日に取得し、参考としております。

KPMG FAS は、市場株価平均法及びディスカунテッド・キャッシュフロー法（以下「DCF 法」といいます。）を用いて当社の株式価値を算定いたしました。市場株価平均法は、当社の収益性、資産性、将来性等の様々な要素が反映された資本市場において形成される市場価格に基づく客観的算定手法であります。また、DCF 法は、当社が継続企業であるとの前提の下、当社の事業計画に基づく当社の事業の将来像を反映した価値算定が可能な算定手法であります。KPMG FAS は、市場株価平均法では、平成 21 年 1 月 26 日を基準日として、ヘラクレス市場における当社株式の基準日終値、過去 1 ヶ月間の終値の単純平均値、過去 3 ヶ月間の終値の単純平均値及び過去 6 ヶ月間の終値の単純平均値を基に、当社株式 1 株当たりの価値の範囲を算定しております。また、DCF 法では、当社の事業計画等の情報に基づき、当社株式 1 株当たりの価値の範囲を算定しております。株式価値算定書によると、当社株式 1 株当たりの価値の範囲は、市場株価平均法では 198 円から 243 円、DCF 法では 333 円から 422 円と算定されております。

公開買付者は、本公開買付けが上場廃止を企図し既存株主への影響が大きいことや、当社による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けの見通し等を総合的に勘案した上で、当社と協議・交渉した結果、上記の評価結果を参考にし、最終的に平成 21 年 1 月 28 日に本公開買付価格を 400 円とすることを決定いたしました。なお、本公開買付価格は、本公開買付けの実施についての公開買付者の株主総会決議の日の前営業日である平成 21 年 1 月 27 日のヘラクレス市場における当社株式の終値 197 円に対して 103.0%（小数点以下第二位を四捨五入。）、平成 21 年 1 月 27 日までのヘラクレス市場における当社株式の終値の過去 1 ヶ月単純平均値 198 円（小数点以下を四捨五入。）に対して 102.0%（小数点以下第二位を四捨五入。）、平成 21 年 1 月 27 日までのヘラクレス市場における当社株式の終値の過去 3 ヶ月単純平均値 218 円（小数点以下を四捨五入。）に対して 83.5%（小数点以下第二位を四捨五入。）、平成 21 年 1 月 27 日までのヘラクレス市場における当社株式の終値の過去 6 ヶ月単純平均値 242 円（小数点以下を四捨五入。）に対して 65.3%（小数点以下第二位を四捨五入。）のプレミアムを加えた価格となります。

公開買付者は、法第 27 条の 2 第 5 項、金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含み、以下「令」といいます。）第 8 条第 5 項第 3 号及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。）第 5 条第 5 項の規定に従った法令上の要求として、本公開買付けの対象に第 1 回新株予約権をも含めておりますが、第 1 回新株予約権の権利行使に係る条件（具体的には、平

成 21 年 1 月 28 日現在における第 1 回新株予約権の 1 株当たりの行使価格は 565 円であり、本公開買付けの普通株式 1 株当たりの買付価格 400 円を上回っていること及び権利者は、権利行使時に、原則として当社の取締役、従業員又は当社と顧問契約を締結している者であることを要するという条件)等に照らして、平成 21 年 1 月 28 日に、第 1 回新株予約権の買付価格を 1 個につき 1 円と設定しています。

一方、当社の取締役会は、公開買付者から提示された本公開買付価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するための措置の 1 つとして、不当に恣意的な判断がなされないよう、当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関である朝日税理士法人を独自に選定し、当社の株式価値算定を依頼しました。

朝日税理士法人は、当社の株式価値算定にあたり必要となる情報を収集・検討するため、当社取締役会から事業の現状及び将来の事業計画等について資料を取得し、それらの情報を踏まえて当社の株式価値を算定しました。そして、当社の取締役会は、平成 21 年 1 月 27 日に、朝日税理士法人から当社の株式価値の算定に関する株式価値評価報告書を取得しました。朝日税理士法人は、本公開買付けのように不特定多数の相手方から株式を大量に取得する場合は、透明性と合理性の確保は不可欠であると判断し、そのような観点から、市場株価方式の恣意性の排除された客観性に優れた点と DCF 法の合理性と論理性に優れた点を重視すべきとして、市場株価方式及び DCF 法による評価を実施しました。その結果、朝日税理士法人は、市場株価方式によれば 307 円から 391 円が相当であり、DCF 法によれば 380 円から 407 円が相当であるとの評価を下した上で、不特定多数の株主の理解を得られやすい市場株価方式による評価額の最小値である 307 円と投資採算性の確保が可能となる DCF 法による評価額の最大値である 407 円のレンジを当社株式の 1 株当たりの評価額とし、当社の 1 株当たりの価格としては 307 円から 407 円が相当であるとの評価を下しております

なお、市場株価方式の評価結果について、当社は、朝日税理士法人より、以下の a) 及び b) における最小値である 307 円から最高値である 391 円であるとの説明を受けております。

- a) 平成 21 年 1 月 23 日までのヘラクレス市場における当社株式の終値の過去 3 ヶ月単純平均値 219 円に 40% のプレミアムを加えた額である 307 円及び当該 3 ヶ月平均値に 60% のプレミアムを加えた額である 351 円
- b) 平成 21 年 1 月 23 日までのヘラクレス市場における当社株式の終値の過去 6 ヶ月単純平均値 244 円に 40% のプレミアムを加えた額である 342 円及び当該 6 ヶ月平均値に 60% のプレミアムを加えた額である 391 円

当社の取締役会は、公開買付者による本公開買付価格について、上記の株式価値評価報告書の算定結果を参考として、慎重に検討した結果、本公開買付価格は適正な水準にあるものと判断いたしました。

また、当社は、公開買付者からの本取引についての提案を検討するに当たり、平成 20 年 12 月、法律顧問として、当社及び公開買付者から独立した第三者であるきっかわ法律事務所を独自に指名し、本取引に関する法的助言について依頼しました。当社は、きっかわ法律事務所の法的助言を受けながら、本公開買付けを含む本取引の是非及び本公開買付けの諸手続を含む諸条件等につき慎重に協議・検討を行い、公開買付者と十分な協議・交渉を行いました。また、当社は、きっかわ法律事務所の法的助言を受け、法律意見書を取得した上で、本公開買付価格及び本公開買付けの諸手続を含む諸条件は妥当であると判断し、平成 21 年 1 月 28 日開催の当社の取締役会において、本公開買付けに賛同の意を表明する旨の当社取締役会決議（以下「当社取締役会決議」といいます。）をしております。

公開買付者は、法令に定められた公開買付期間の最短期間が 20 営業日であるところ、本公開買付けに関する公開買付期間を 30 営業日と設定しております。この公開買付期間を比較的長期間にすることにより、当社の株主に対して本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、もって、買付価格の適正性の担保とすることを企図しております。なお、当社と公開買付者は、(i) 当社が公開買付者の対抗者と接触することを禁止するやむを得ない取引保護条項、(ii) 公開買付者以外に対抗的な買付け等を行う者が現れた場合において当社の本公開買付けに対する意見を変更することを禁止・制限する条項等を含め、公開買付者以外に対抗的な買付け等を行う者が現れる機会を実質的に阻害するおそれのある条項を含む合意を行っておりません。

また、公開買付者は、本公開買付けについて、本公開買付けに応募しない旨の合意をしている大淵雅次が当社株式 3,500,000 株（当社の発行済株式総数に対する所有株式数の割合（小数点以下第三位を四捨五入。以下同じ。））（以下

「株式所有割合」といいます。) 67.80%) を所有していることに鑑み、当社の第 11 期半期報告書 (提出日:平成 20 年 8 月 13 日) に記載された平成 20 年 8 月 13 日現在の当社の発行済株式総数 (5,162,000 株) に、当社の第 11 期半期報告書 (提出日:平成 20 年 8 月 13 日) に記載された平成 20 年 7 月 31 日現在存在した第 1 回新株予約権 600 個から、その翌日から本日現在までに第 1 回新株予約権者である当社取締役が権利放棄した 420 個を控除した 180 個を株式に換算した 18,000 株を加え、当社の自己株券買付状況報告書 (提出日:平成 21 年 1 月 5 日) に記載された平成 20 年 12 月 31 日現在の自己株式 (153,342 株)、本公開買付けに応募しない旨の合意をしている大淵雅次が保有する株式 (3,500,000 株) 及び本公開買付けに応募する旨の合意をしている大西直子が保有する株式 (50,000 株) を控除した数のうちその 3 分の 1 に相当する数 (492,220 株) に、大西直子が保有する株式 (50,000 株) を加えた株式数 (542,220 株) の応募がなければ公開買付けが成立しない水準に買付予定の下限を設定することにより、大淵雅次及び大西直子以外の 3 分の 1 の株主の皆様の賛同が得られない場合には本取引を行わないこととし、当社の株主の皆様の意思を重視しております。

当社の代表取締役社長である大淵雅次は、公開買付者の代表取締役社長兼株主でもあり、本取引に係る当社における全ての決議について特別利害関係を有するものと判断し、当社取締役会決議について、その審議及び決議に参加しておりません。また、大淵雅次は、本取引に関して、当社の立場において公開買付者との協議・交渉には一切参加しておりません。

また、当社の常務取締役兼株主である大西直子は、大淵雅次と共に、本取引を検討し、本取引後の当社の事業を中心的に担っていくことが予定されていることに鑑み、当社取締役会決議について、その審議及び決議に参加しておりません。また、大西直子は、本取引に関し、当社の立場において公開買付者との協議・交渉には一切参加しておりません。

当社取締役会決議には、公開買付者の代表取締役社長兼株主である大淵雅次及び当社の常務取締役兼株主である大西直子の 2 名以外の当社の取締役及び監査役的全員が出席し、上記の賛同表明は、決議に参加した当社の取締役の全員一致で決議されております。また、当社の社外監査役 1 名を含めた監査役はいずれも当社取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに賛成の意を表しております。

(5) 本公開買付け後の予定 (いわゆる二段階買収に関する事項等)

本公開買付けが成立し、公開買付者が買付けを行った場合において、当社の全株式等の一部を取得できなかったときは、公開買付者は、本公開買付け後、本取引の一環として、以下の方法により、公開買付者及び大淵雅次を除く当社の株主及び第 1 回新株予約権者に対して当社株式及び第 1 回新株予約権の売却機会を提供しつつ、公開買付者及び大淵雅次が当社の全株式を所有する手続を実施することを企図しています。また、公開買付者及び大淵雅次は、上記手続きにより当社の全株式を所有した後、一定期間経過後、当社を存続会社、公開買付者を消滅会社とする吸収合併を実施することを企図しております。

具体的には、本公開買付けが成立した後に、公開買付者及び大淵雅次は、①定款の一部変更をして当社を会社法 (平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じ。) の規定する種類株式発行会社とすること、②上記①による変更後の定款の一部変更をして、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項 (会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じ。) を付すこと、及び③当社の当該株式の全部取得と引換えに別個の当社株式を交付することのそれぞれを付議議案に含む臨時株主総会の開催を当社に要請する意向を有しています。また、当該臨時株主総会において上記①の承認が得られれば、当社は会社法の規定する種類株式発行会社となり、上記②について、会社法第 111 条第 2 項第 1 号に基づき、株主総会の決議の他、株式の内容として全部取得条項が付される普通株式に係る種類株主を構成員とする種類株主総会の決議が必要となります。そのため、公開買付者及び大淵雅次は、上記②を付議議案とする、普通株主による種類株主総会の開催を当社に要請する意向を有しています。当該臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会の開催にあたり、公開買付者及び大淵雅次は、上記①乃至③を同一の臨時株主総会に付議し、上記②を当該臨時株主総会と同日に開催される普通株主による種類株主総会に付議すること (以下「本完全子会社化手続」といいます。) により実施することを検討・要請し、当社は、かかる要請に応じて、本公開買付けが成立することを条件として、臨時株主総会 (以下「本臨時株主総会」といいます。) において、上記①乃至③を付議議案とすること及び上記②を付議議案とする普通株主による種類株主総会を開催することの

検討を開始しています。

公開買付者及び大淵雅次は、本公開買付けが成立した場合には、当社の株券等を当社の自己株式を除く発行済株式総数（第1回新株予約権が行使されなかった場合の発行済株式総数をいいます。）の80.71%以上所有することになる予定であり、本完全子会社化手続を採用することが決定された場合、公開買付者及び大淵雅次は、上記本臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。上記各手続が実行された場合には、当社の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、全て当社に取得されることとなり、当社の株主には当該取得の対価として別個の当社株式が交付されることとなりますが、当社の株主のうち交付されるべき当該当社株式の数が1株に満たない端数となる株主に対しては、法令の手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。）を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数の売却等の価格（及びこの結果株主に交付されることになる金銭の額）については、特段の事情がない限り、本公開買付けの買付価格と同一の価格を基準として算定される予定ですが、生じる端数の数及び会社法第234条第2項に基づく裁判所の決定内容等によっては、この金額が本公開買付けの買付価格と異なることがあり得ます。また、全部取得条項が付された当社の普通株式の取得の対価として交付する当社株式の種類及び数は届出書提出日現在未定ですが、公開買付者及び大淵雅次が当社の全株式を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった公開買付者及び大淵雅次以外の当社の株主に対して交付しなければならない当社株式の数が1株に満たない端数となるよう決定される予定です。

上記①乃至③の手続に関する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として（i）上記②の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主が当社に対してその有する普通株式の買取請求を行うことができる旨、並びに会社法第118条その他の関係法令の定めに従って第1回新株予約権者が当社に対してその有する第1回新株予約権の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、（ii）上記③の全部取得条項が付された株式の全部取得が上記本臨時株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主が裁判所に対して当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。これらの（i）又は（ii）の方法による1株当たりの買取価格及び取得価格並びに第1回新株予約権1個当たりの買取価格は、最終的には裁判所が判断することになるため、本公開買付けの買付価格と異なることがあり得ます。これらの方法による請求又は申立てを行うために必要な手続等については、株主及び第1回新株予約権者各位において自らの責任で確認されご判断いただくこととなります。上記①乃至③の手続については、関係法令についての当局の解釈等の状況、本公開買付け後の公開買付者の株式所有状況並びに公開買付者及び大淵雅次以外の当社株主による当社株式の所有状況等によって、それと同等の効果を有する他の方法を実施する可能性があります。ただし、その場合でも公開買付者及び大淵雅次が当社の全株式を所有することとなるよう、公開買付者及び大淵雅次以外の株主に対しては、最終的に現金を交付する方法の採用を予定しております。かかる方法を採用した場合における当該当社株主に交付する金銭の額についても、特段の事情のない限り、本公開買付けの買付価格を基準として算定される予定ですが、この金銭が本公開買付けの買付価格と異なることがあり得ます。

上記①乃至③の手続及び上記合併手続の実施の詳細・時期等は現時点では未定ですが、決定次第、速やかに公表いたします。公開買付者及び大淵雅次は、これらの本臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会に関する当社における基準日設定公告等への協力を当社に要請する意向を有しております。

なお、本公開買付けは、上記本臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会における当社の株主の賛同を勧誘するものではありません。

上記の各手続における税務上の取り扱いについては、株主及び第1回新株予約権者各位において税務の専門家にご確認下さい。

また、当社は、本公開買付けの後において、未だ第1回新株予約権が残存する場合、公開買付者の要請により、第1回新株予約権を消却するために必要な手続を行う場合があります。なお、当社は、平成21年1月28日開催の取締役会において、平成21年2月期の期末配当（予定）の不実施を決議しております。

（6）上場廃止の見込

前述の通り、公開買付者は、当社の非上場化（上場廃止）を目的としているため、本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限を設定しておりません。そのため、本公開買付けの結果、ヘラクレス市場の株券上場廃止基準

に該当した場合、当社の株式は、所定の手続を経て、上場廃止となる可能性があります。

また、上記基準のいずれにも該当しない場合でも、公開買付者及び大淵雅次は、本公開買付けの終了後に、適用のある法令に従い、当社の全株式等の取得をすることを予定しています。その場合には当社の株式は上場廃止となります。

なお、大阪証券取引所は、平成 20 年 7 月 31 日、監理銘柄及び整理銘柄に関する規則第 7 条第 1 号の 2 a (c) に該当するとして、当社の株式を監理銘柄（確認中）に指定しており、本来であれば、平成 21 年 1 月 31 日までに 5 日間（休業日を除外する。）連続して、当社の株式の浮動株時価総額が 5 億円以上とならない場合には、上場廃止基準に該当し、当社の株式は、上場廃止となる予定でした。しかし、その後、大阪証券取引所は、平成 20 年 10 月 30 日、上場廃止基準のうち、上記浮動株時価総額に係る基準について、平成 20 年 12 月までの間、一時的に適用を停止し、また、平成 21 年 1 月 13 日、同月 5 日から同年 12 月末日までの間の上記浮動株時価総額に係る基準（注）を変更したため、平成 21 年 3 月 31 日までに 5 日間（休業日を除外する。）連続して、当社の株式の浮動株時価総額が 3 億円以上とならない場合には、上場廃止基準に該当し、当社の株式は、平成 21 年 4 月 1 日から同月 30 日までの間、整理銘柄に指定された後、上場廃止となる予定です。従いまして、本公開買付けの結果如何にかかわらず、当社の株式は、平成 21 年 5 月 1 日をもって、上場廃止となる可能性があります。

上場廃止後は当社株券をヘラクレス市場において取引することは出来ません。

（注）変更後の浮動株時価総額に係る上場廃止基準は、浮動株時価総額が「30 営業日連続して 3 億円未満である場合において、6 か月の間に 5 営業日連続して 3 億円以上とならないとき」というものです。

（7）公開買付者と当社の株主の間における応募に係る重要な合意に関する事項

公開買付者は、当社の代表取締役社長である大淵雅次（株式所有割合 67.80%）からは、当社株式について本公開買付けに応募しない旨の同意を得ております。また、公開買付者は、当社の常務取締役である大西直子（株式所有割合 0.97%）からは、当社株式について本公開買付けに応募する旨の同意を得ております。

さらに、当社は、その保有する自己株式を処分しない予定であり、自己株式については本公開買付けへ応募しない予定です。

3. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はありません。

4. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

該当事項はありません。

5. 公開買付者に対する質問

該当事項はありません。

6. 公開買付期間の延長請求

該当事項はありません。

7. 公開買付者による買付け等の概要

株式会社 J O Y が本日公表した添付資料（「株式会社パワーアップ株式等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」）をご参照ください。

以 上

※ 本プレスリリースに含まれる情報を閲覧された方は、法第 167 条第 3 項、同 4 項及び令第 30 条の規定により、内部者取引（いわゆるインサイダー取引）規制に関する第一次情報受領者として、本書面の発表（大阪証券取引所の適時開示情報閲覧サービスにおいて掲載された時刻）から 12 時間を経過するまでは、当社株券等の買付けが禁止される可能性がありますので十分にご注意下さい。万一、当該買付け等を行ったことにより、刑事、民事、行政上の責任を問われることがあっても、当社は一切責任を負いかねますので、予めご了承下さい。

※添付書類：「株式会社パワーアップ株式等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」

平成 21 年 1 月 28 日

各 位

会 社 名 株式会社 J O Y
代表者名 代表取締役社長 大 淵 雅 次
問合せ先 経営企画室長 森 口 昭 彦
(T E L : 089-921-0160)

株式会社パワーアップの株式等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

当社（以下「公開買付者」といいます。）は、平成 21 年 1 月 28 日、株式会社パワーアップ（コード番号：3044 株式会社大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」市場）（以下「対象者」といいます。）の普通株式及び新株予約権（平成 18 年 4 月 24 日開催の対象者臨時株主総会及び平成 18 年 4 月 24 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権。以下「第 1 回新株予約権」といいます。）の取得を目指した公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施することを決定いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

(1) 公開買付者による買付け等の概要

公開買付者は、対象者の代表取締役社長である大淵雅次が本日現在において発行済株式の全てを保有する株式会社です。本日現在において、公開買付者は、対象者の普通株式及び第 1 回新株予約権を所有しておりません。

なお、大淵雅次は公開買付者の代表取締役社長に就任しております。

公開買付者は、対象者の発行済株式のうち、対象者の筆頭株主である大淵雅次が保有する対象者株式及び対象者が保有する自己株式を除いた全株式、並びに対象者が第三者に付与している全ての新株予約権（以下「対象者の全株式等」といいます。）を取得することにより、対象者を非上場化させるための一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けを実施いたします。

本公開買付けは、対象者の経営陣によるマネジメント・バイ・アウト（MBO（注））である本取引の一環として行われるものであり、対象者の取締役会の賛同のもと、友好的に対象者の全株式等を取得するために公開買付者により金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づいて行われるものです。対象者の代表取締役社長である大淵雅次及びその他の経営陣は、本公開買付け終了後も継続して対象者の経営にあたる予定です。

（注）マネジメント・バイ・アウト（MBO）とは、一般的に、買収対象会社の業務執行を行う取締役の全部又は一部が金融投資家等と共同して資金を出資して、買収対象会社の株式を取得する取引をいいます。

なお、本公開買付けが成立した場合、公開買付者は、本公開買付けに係る決済等に要する資金を調達するため、株式会社三井住友銀行（以下「貸付人」といいます。）から 2,114 百万円を上限として借入を

行う予定です（以下「買取ローン」といいます。）。買取ローンに係る契約では、貸付人以外からの借入その他公開買付者の一定の行為（貸付人が承諾していない債務及び保証債務の負担、担保の追加差し入れ、対象者株式の取得及び保有以外の事業の実施、主たる事業内容の変更等）を、公開買付者が貸付人の書面による同意を得ることなく行わない義務その他の事項が規定されることが予定されています。

（２） 本公開買付けを実施する背景及び実施する理由並びに本公開買付け後の経営方針

対象者は、平成9年12月に飲食事業を目的とする「有限会社パワーアップ」として創業し、「元祖にんにくや」第1号店を愛媛県松山市大街道に出店しました。その後も、対象者は、平成11年12月には九州地区ショッピングセンター内第1号店として大分県大分市トキハわさだタウン内に「元祖にんにくや わさだ店」を、平成13年6月には四国地区ショッピングセンター内第1号店として愛媛県新居浜市イオンショッピングセンター内に「元祖にんにくや 新居浜店」を出店しました。また、対象者は、平成13年11月には関東地区第1号店として神奈川県大和市イオンショッピングセンター内に「元祖にんにくや 大和店」を、平成14年9月には北陸地区第1号店として富山県高岡市イオンショッピングセンター内に「元祖にんにくや 高岡店」を、同年10月には関西地区第1号店として兵庫県伊丹市ダイヤモンドシティテラス内に「元祖にんにくや 伊丹店」を、平成15年6月には東海地区第1号店として名古屋市熱田区イオンショッピングセンター内に「元祖にんにくや 熱田店」を、同年8月には東北地区第1号店として岩手県盛岡市イオンショッピングセンター内に「元祖にんにくや 盛岡店」を出店し、次々と「元祖にんにくや」の全国展開を進めました。その後、対象者は、平成15年9月には「株式会社パワーアップ」に組織変更した後も、更なる「元祖にんにくや」の全国展開を進め、平成17年4月には北海道地区第1号店として北海道苫小牧市イオンショッピングセンター内に「元祖にんにくや 苫小牧店」を、平成18年3月には東京都内第1号店として東京都葛飾区アリオ亀有内に「元祖にんにくや 亀有店」を、同年4月には甲信地区第1号店として岐阜県本巣市モレラ岐阜内に「元祖にんにくや 岐阜店」を出店しました。また、対象者は、「元祖にんにくや」以外にも、平成16年3月には「ガーリック・きつちん」の中国地区第1号店を広島県安芸郡府中町ダイヤモンドシティソレイユ内に出店し、平成16年11月にはフードコート店「にんにん」第1号店を兵庫県西宮市ららぽーと甲子園内に出店し、平成18年7月にはレストラン「まかない亭」第1号店を奈良県生駒市イオンショッピングセンター内に出店し、平成19年7月にはレストラン「神戸洋食亭北野グリル」第1号店を岐阜県各務原市イオンショッピングセンター内に出店し、平成20年3月にはレストラン「マンマ・ヴォーノ」第1号店を大阪府堺市アリオ鳳ショッピングセンター内に出店し、同年7月にはレストラン「イタリア食堂 Prego」第1号店を香川県綾歌郡イオン綾川ショッピングセンター内に出店し、同年10月にはレストラン「グリル&パスタ AmoreAmare」第1号店を茨城県つくば市イーアスつくばショッピングセンター内に出店し、同年11月には和食レストラン「味噌汁や」第1号店を群馬県伊勢崎市 SMARK 伊勢崎ショッピングセンター内に出店し、同年12月にはレストラン「ビア&グリル Yamashita」第1号店を愛知県名古屋市ミタニビル内に出店するなど、「元祖にんにくや」以外のブランドについても全国展開を進めて参りました。

以上のように、対象者は、設立当初より、首都圏でブームとなった業態を地方にも拡大し、流行の全国共通化に取り組み、より多くのお客様が豊かな食生活を楽しめ、外食を交えた生活水準向上の確立に努めて参りました。また、同時期に日本に商業施設ブームが発生した為、対象者は、同ブームと共に大型商業施設への出店を進めて参りました。その後も、対象者は、第一業態の確立と共に、高齢化社会に対応すべく新しい業態を考案し、幅広い客層の確保に取り組んで参りました。その結果、対象者は、平成18年2月28日（第9期第1四半期）においては、店舗数37店舗、営業利益169,034千円、経常利益171,133千円を計上し、平成18年7月には、株式会社大阪証券取引所（以下「大阪証券取引所」といいます。）ニッポン・ニュー・マーケットー「ヘラクレス」市場（以下「ヘラクレス市場」といいます。）への上場を果たしました。

しかしながら、世界経済の不安定化、日本の人口増加率の低下、食材・原油価格の乱高下、労働力不足による賃金の上昇等によりフードサービス産業全体の競争は益々激化しております。

さらに、対象者は、上記の通り、大型商業施設を中心に店舗展開を繰り広げてきましたが、いわゆる

まちづくり三法（大規模小売店舗立地法、都市計画法、中心市街地の活性化に関する法律）の影響により、大型商業施設の建設が困難となり、また、大型商業施設が既に飽和状態であることに鑑み、今後は、従来の事業モデルを大きく変更する必要に迫られております。

かかる対象者が直面している課題を踏まえ、大淵雅次及び大西直子は、対象者の今後の中長期的な成長のためには、事業モデルの迅速且つ適確な対応及び転換をしていく必要があると考えております。具体的には、大淵雅次及び大西直子は、対象者としては、今後は、従来の大型商業施設中心の出店から、いわゆる「街中」への出店割合を大幅に増加させる必要があり、また、これに伴い、現在店舗展開している「元祖にんにくや」、「ガーリック・きっちん」、「にんにん」、「まかない亭」、「神戸洋食亭北野グリル」、「マンマ・ヴォーノ」、「イタリア食堂 Prego」、「グリル&パスタ AmoreAmare」、「味噌汁や」及び「ビア&グリル Yamashita」以外にも、新たな価格帯や顧客単価の店舗を展開する必要があると考えております。

しかし、「街中」での店舗運営は、従前の大型商業施設よりも家賃が高額である等投資額が膨らむことが予想されることから、従前よりも利益率が下がり、投下資本の回収期間は従前よりも長期間になることが予想されます。また、対象者は、大型商業施設での店舗運営についてはノウハウを十分有しておりますが、「街中」での店舗運営に関しても、よりノウハウを拡充していく必要があると考えております。さらに、新業態の店舗展開には、先行的に経費が発生することにより、中期的に利益が減少することや、その店舗展開による成果が計画通り実現しない事業リスクがあります。

もっとも、このような要因により業績の悪化が見込まれる可能性があるとしても、大淵雅次及び大西直子は、対象者の今後の中長期的な成長の為には、「出店場所の変更」、「新規分野の開拓」、「新業態の開発」が不可欠と考えております。

そこで、大淵雅次及び大西直子は、中長期的な視野に立った経営戦略（事業モデルの迅速且つ適確な対応及び転換）を、短期的な業績の変動に左右されることなく、可及的速やかに実行する体制を整備するためには、本取引による非上場化が必要であると考えました。

また、対象者の株式は、対象者の業績が好調であるにも拘らず、昨今の経済情勢等を要因に株価が低迷したため、平成 20 年 7 月 31 日、大阪証券取引所から、監理銘柄及び整理銘柄に関する規則第 7 条第 1 号の 2 a (c) に該当するとして、対象者の株式を監理銘柄（確認中）に指定され、本来であれば、平成 21 年 1 月 31 日までに 5 日間（休業日を除外する。）連続して、対象者の株式の浮動株時価総額が 5 億円以上とならない場合には、上場廃止基準に該当し、上場廃止となる予定でした。もっとも、その後、大阪証券取引所が、平成 20 年 10 月 30 日、上場廃止基準のうち、上記浮動株時価総額に係る基準について、平成 20 年 12 月までの間、一時的に適用を停止し、また、平成 21 年 1 月 13 日、同月 5 日から同年 12 月末日までの間の上記浮動株時価総額に係る基準（注）を変更したため、平成 21 年 3 月 31 日までに 5 日間（休業日を除外する。）連続して、対象者の株式の浮動株時価総額が 3 億円以上とならない場合には、上場廃止基準に該当し、対象者の株式は、平成 21 年 4 月 1 日から同月 30 日までの間、整理銘柄に指定された後、上場廃止となる予定です。このように対象者の株式は、上場廃止になる可能性があることから、大淵雅次及び大西直子は、対象者の代表取締役社長及び常務取締役としての立場に鑑み、対象者の株券等の売却による投下資本回収の機会を株主に等しくご提供する必要があると判断いたしました。

（注）変更後の浮動株時価総額に係る上場廃止基準は、浮動株時価総額が「30 営業日連続して 3 億円未満である場合において、6 か月の間に 5 営業日連続して 3 億円以上とならないとき」というものです。

以上の通り、公開買付者は、対象者の中長期的な企業価値の向上を図り、且つ、対象者の株券等の売却による投下資本回収の機会を等しく提供するためには、対象者の株主等の皆様にその保有する普通株式等の売却の機会をご提供しつつ、本取引による対象者の非上場化を行うことが最善であるとの結論に至ったことから、本公開買付けの実施を決定したものです。

(3) 買付け等の価格の評価の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者は、本公開買付けにおける対象者株式の買付価格の公正性を担保するため、買付価格（以下「本公開買付価格」といいます。）を決定するに当たり、対象者及び公開買付者から独立した第三者算定機関である株式会社 KPMG FAS（以下「KPMG FAS」といいます。）より株式価値算定書を平成 21 年 1 月 27 日に取得し、参考としております。

KPMG FAS は、市場株価平均法及びディスカунテッド・キャッシュフロー法（以下「DCF 法」といいます。）を用いて対象者の株式価値を算定いたしました。市場株価平均法は、対象者の収益性、資産性、将来性等の様々な要素が反映された資本市場において形成される市場価格に基づく客観的算定手法であります。また、DCF 法は、対象者が継続企業であるとの前提の下、対象者の事業計画に基づく対象者の事業の将来像を反映した価値算定が可能な算定手法であります。KPMG FAS は、市場株価平均法では、平成 21 年 1 月 26 日を基準日として、ヘラクレス市場における対象者株式の基準日終値、過去 1 ヶ月間の終値の単純平均値、過去 3 ヶ月間の終値の単純平均値及び過去 6 ヶ月間の終値の単純平均値を基に、対象者株式 1 株当たりの価値の範囲を算定しております。また、DCF 法では、対象者の事業計画等の情報に基づき、対象者株式 1 株当たりの価値の範囲を算定しております。株式価値算定書によると、対象者株式 1 株当たりの価値の範囲は、市場株価平均法では 198 円から 243 円、DCF 法では 333 円から 422 円と算定されております。公開買付者は、対象者との協議・交渉を経て、また、上記の評価結果を参考にし、最終的に平成 21 年 1 月 28 日に本公開買付価格を決定いたしました。

なお、本公開買付価格は、本公開買付けの実施についての公開買付者の株主総会決議の日の前営業日である平成 21 年 1 月 27 日のヘラクレス市場における対象者株式の終値 197 円に対して 103.0%（小数点以下第二位を四捨五入。）、平成 21 年 1 月 27 日までのヘラクレス市場における対象者株式の終値の過去 1 ヶ月単純平均値 198 円（小数点以下を四捨五入。）に対して 102.0%（小数点以下第二位を四捨五入。）、平成 21 年 1 月 27 日までのヘラクレス市場における対象者株式の終値の過去 3 ヶ月単純平均値 218 円（小数点以下を四捨五入。）に対して 83.5%（小数点以下第二位を四捨五入。）、平成 21 年 1 月 27 日までのヘラクレス市場における対象者株式の終値の過去 6 ヶ月単純平均値 242 円（小数点以下を四捨五入。）に対して 65.3%（小数点以下第二位を四捨五入。）のプレミアムを加えた価格となります。

公開買付者は、法第 27 条の 2 第 5 項、金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第 8 条第 5 項第 3 号及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 5 条第 5 項の規定に従った法令上の要求として、本公開買付けの対象に第 1 回新株予約権も含めておりますが、第 1 回新株予約権の権利行使に係る条件（具体的には、平成 21 年 1 月 28 日現在における第 1 回新株予約権の 1 株当たりの行使価格は 565 円であり、本公開買付けの普通株式 1 株当たりの買付価格 400 円を上回っていること及び権利者は、権利行使時に、原則として対象者の取締役、従業員又は対象者と顧問契約を締結している者であることを要するという条件）等に照らして、平成 21 年 1 月 28 日に、第 1 回新株予約権の買付価格を 1 個につき 1 円と設定しています。

一方、対象者の取締役会は、公開買付者から提示された本公開買付価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するための措置の 1 つとして、不当に恣意的な判断がなされないよう、対象者及び公開買付者から独立した第三者算定機関である朝日税理士法人を独自に選定し、対象者の株式価値算定を依頼しました。

朝日税理士法人は、対象者の株式価値算定にあたり必要となる情報を収集・検討するため、対象者取締役会から事業の現状及び将来の事業計画等について資料を取得し、それらの情報を踏まえて対象者の株式価値を算定しました。そして、対象者の取締役会は、平成 21 年 1 月 27 日に、朝日税理士法人から対象者の株式価値の算定に関する株式価値評価報告書を取得しました。朝日税理士法人は、本公開買付けのように不特定多数の相手方から株式を大量に取得する場合は、透明性と合理性の確保は不可欠であ

ると判断し、そのような観点から、市場株価方式の恣意性の排除された客観性に優れた点と DCF 法の合理性と論理性に優れた点を重視すべきとして、市場株価方式及び DCF 法による評価を実施しました。その結果、朝日税理士法人は、市場株価方式によれば 307 円から 391 円が相当であり、DCF 法によれば 380 円から 407 円が相当であるとの評価を下した上で、不特定多数の株主の理解を得られやすい市場株価方式による評価額の最小値である 307 円と投資採算性の確保が可能となる DCF 法による評価額の最大値である 407 円のレンジを対象者の株式の 1 株当たりの評価額とし、対象者の 1 株当たりの価格としては 307 円から 407 円が相当であるとの評価を下しております。

なお、市場株価方式の評価結果について、対象者は、朝日税理士法人より、以下の a) 及び b) における最小値である 307 円から最高値である 391 円であるとの説明を受けております。

- a) 平成 21 年 1 月 23 日までのヘラクレス市場における対象者株式の終値の過去 3 ヶ月単純平均値 219 円に 40%のプレミアムを加えた額である 307 円及び当該 3 ヶ月平均値に 60%のプレミアムを加えた額である 351 円
- b) 平成 21 年 1 月 23 日までのヘラクレス市場における対象者株式の終値の過去 6 ヶ月単純平均値 244 円に 40%のプレミアムを加えた額である 342 円及び当該 6 ヶ月平均値に 60%のプレミアムを加えた額である 391 円

対象者の取締役会は、公開買付者による本公開買付価格について、上記の株式価値評価報告書の算定結果を参考として、慎重に検討した結果、本公開買付価格は適正な水準にあるものと判断いたしました。

また、対象者は、公開買付者からの本取引についての提案を検討するに当り、平成 20 年 12 月、法律顧問として、対象者及び公開買付者から独立した第三者であるきっかわ法律事務所を独自に指名し、本取引に関する法的助言について依頼しました。対象者は、きっかわ法律事務所の法的助言を受けながら、本公開買付けを含む本取引の是非及び本公開買付けの諸手続を含む諸条件等につき慎重に協議・検討を行い、公開買付者と十分な協議・交渉を行いました。また、対象者は、きっかわ法律事務所の法的助言を受け、法律意見書を取得した上で、本公開買付価格及び本公開買付けの諸手続を含む諸条件は妥当であると判断し、平成 21 年 1 月 28 日開催の対象者の取締役会において、本公開買付けに賛同の意を表明する旨の対象者取締役会決議（以下「対象者取締役会決議」といいます。）をしております。

公開買付者は、法令に定められた公開買付期間の最短期間が 20 営業日であるところ、本公開買付けに関する公開買付期間を 30 営業日と設定しております。この公開買付期間を比較的長期間にすることにより、対象者の株主に対して本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、もって、買付価格の適正性の担保とすることを企図しております。なお、対象者と公開買付者は、(i)対象者が公開買付者の対抗者と接触することを禁止するようないわゆる取引保護条項、(ii)公開買付者以外に対抗的な買付け等を行う者が現れた場合において対象者の本公開買付けに対する意見を変更することを禁止・制限する条項等を含め、公開買付者以外に対抗的な買付け等を行う者が現れる機会を実質的に阻害するおそれのある条項を含む合意を行っておりません。

また、公開買付者は、本公開買付けについて、本公開買付けに応募しない旨の合意をしている大淵雅次が対象者株式 3,500,000 株（対象者の発行済株式総数に対する所有株式数の割合（小数点以下第三位を四捨五入。以下同じ。））（以下「株式所有割合」といいます。）67.80%）を所有していることに鑑み、対象者の第 11 期半期報告書（提出日：平成 20 年 8 月 13 日）に記載された平成 20 年 8 月 13 日現在の対象者の発行済株式総数（5,162,000 株）に、対象者の第 11 期半期報告書（提出日：平成 20 年 8 月 13 日）に記載された平成 20 年 7 月 31 日現在存在した第 1 回新株予約権 600 個から、その翌日から本日現在までに第 1 回新株予約権者である対象者取締役が権利放棄した 420 個を控除した 180 個を株式に換算した 18,000 株を加え、対象者の自己株券買付状況報告書（提出日：平成 21 年 1 月 5 日）に記載された平成 20 年 12 月 31 日現在の自己株式（153,342 株）、本公開買付けに応募しない旨の合意をしている大淵

雅次が保有する株式（3,500,000株）及び本公開買付けに応募する旨の合意をしている大西直子が保有する株式（50,000株）を控除した数のうちその3分の1に相当する数（492,220株）に、大西直子が保有する株式（50,000株）を加えた株式数（542,220株）の応募がなければ公開買付けが成立しない水準に買付予定の下限を設定することにより、大淵雅次及び大西直子以外の3分の1の株主の皆様の賛同が得られない場合には本取引を行わないこととし、対象者の株主の皆様の意思を重視しております。

対象者の代表取締役社長である大淵雅次は、公開買付者の代表取締役社長兼株主でもあり、本取引に係る対象者における全ての決議について特別利害関係を有するものと判断し、対象者取締役会決議について、その審議及び決議に参加していません。また、大淵雅次は、本取引に関して、対象者の立場において公開買付者との協議・交渉には一切参加していません。

また、対象者の常務取締役兼株主である大西直子は、大淵雅次と共に、本取引を検討し、本取引後の対象者の事業を中心に担っていくことが予定されていることに鑑み、対象者取締役会決議について、その審議及び決議に参加していません。また、大西直子は、本取引に関し、対象者の立場において公開買付者との協議・交渉には一切参加していません。

対象者取締役会決議には、公開買付者の代表取締役社長兼株主である大淵雅次及び対象者の常務取締役兼株主である大西直子の2名以外の対象者の取締役及び監査役の全員が出席し、上記の賛同表明は、決議に参加した対象者の取締役の全員一致で決議されております。また、対象者の社外監査役1名を含めた監査役はいずれも対象者取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに賛成の意を表しております。

（4） 本取引のうち本公開買付け後の取引

公開買付者は、本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限を設定しておらず、本公開買付けに応じて売付け等をした株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が株式に換算した買付予定数（542,300株。以下「買付予定数」といいます。）を超える場合には、応募株券等の全部の買付けを行います。これに対して、本公開買付けに対する応募株券等の総数が買付予定数に満たない場合は、本公開買付けを行わない旨の条件を付しており、この場合には、本公開買付けは不成立となり、公開買付者は応募株券等を買付けません。本公開買付けが成立し、公開買付者が買付けを行った場合において、対象者の全株式等の一部を取得できなかったときは、公開買付者は、本公開買付け後、本取引の一環として、以下の方法により、公開買付者及び大淵雅次を除く対象者の株主及び第1回新株予約権者に対して対象者株式及び第1回新株予約権の売却機会を提供しつつ、公開買付者及び大淵雅次が対象者の全株式を所有する手続を実施することを企図しています。また、公開買付者及び大淵雅次は、上記手続きにより対象者の全株式を所有した後、一定期間経過後、対象者を存続会社、公開買付者を消滅会社とする吸収合併を実施することを企図しております。

具体的には、本公開買付けが成立した後に、公開買付者及び大淵雅次は、①定款の一部変更をして対象者を会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じ。）の規定する種類株式発行会社とすること、②上記①による変更後の定款の一部変更をして、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じ。）を付すこと、及び③対象者の当該株式の全部取得と引換えに別個の対象者株式を交付することのそれぞれを付議議案に含む臨時株主総会の開催を対象者に要請する意向を有しています。また、当該臨時株主総会において上記①の承認が得られれば、対象者は会社法の規定する種類株式発行会社となり、上記②について、会社法第111条第2項第1号に基づき、株主総会の決議の他、株式の内容として全部取得条項が付される普通株式に係る種類株主を構成員とする種類株主総会の決議が必要となります。そのため、公開買付者及び大淵雅次は、上記②を付議議案とする、普通株主による種類株主総会の開催を対象者に要請する意向を有しています。当該臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会の開催にあたり、公開買付者及び大淵雅次は、上記①乃至③を同一の臨時株主総会に付議し、上記②を当該臨時株主総会と

同日に開催される普通株主による種類株主総会に付議すること（以下「本完全子会社化手続」といいます。）により実施することを検討・要請し、対象者は、かかる要請に応じて、本公開買付けが成立することを条件として、臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）において、上記①乃至③を付議議案とすること及び上記②を付議議案とする普通株主による種類株主総会を開催することの検討を開始しています。

公開買付者及び大淵雅次は、本公開買付けが成立した場合には、対象者の株券等を対象者の自己株式を除く発行済株式総数（第1回新株予約権が行使されなかった場合の発行済株式総数をいいます。）の80.71%以上所有することになる予定であり、本完全子会社化手続を採用することが決定された場合、公開買付者及び大淵雅次は、上記本臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。上記各手続が実行された場合には、対象者の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、全て対象者に取得されることとなり、対象者の株主には当該取得の対価として別個の対象者株式が交付されることとなりますが、対象者の株主のうち交付されるべき当該対象者株式の数が1株に満たない端数となる株主に対しては、法令の手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。）を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数の売却等の価格（及びこの結果株主に交付されることとなる金銭の額）については、特段の事情がない限り、本公開買付けの買付価格と同一の価格を基準として算定される予定ですが、生じる端数の数及び会社法第234条第2項に基づく裁判所の決定内容等によっては、この金額が本公開買付けの買付価格と異なることがあり得ます。また、全部取得条項が付された対象者の普通株式の取得の対価として交付する対象者株式の種類及び数は本日現在未定ですが、公開買付者及び大淵雅次が対象者の全株式を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった公開買付者及び大淵雅次以外の対象者の株主に対して交付しなければならない対象者株式の数が1株に満たない端数となるよう決定される予定です。

上記①乃至③の手続に関する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として（i）上記②の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主が対象者に対してその有する普通株式の買取請求を行うことができる旨、並びに会社法第118条その他の関係法令の定めに従って第1回新株予約権者が対象者に対してその有する第1回新株予約権の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、（ii）上記③の全部取得条項が付された株式の全部取得が上記本臨時株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主が裁判所に対して当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。これらの（i）又は（ii）の方法による1株当たりの買取価格及び取得価格並びに第1回新株予約権1個当たりの買取価格は、最終的には裁判所が判断することになるため、本公開買付けの買付価格と異なることがあり得ます。これらの方法による請求又は申立てを行うために必要な手続等については、株主及び第1回新株予約権者各位において自らの責任で確認されご判断いただくこととなります。上記①乃至③の手続については、関係法令についての当局の解釈等の状況、本公開買付け後の公開買付者の株式所有状況並びに公開買付者及び大淵雅次以外の対象者株主による対象者株式の所有状況等によって、それと同等の効果を有する他の方法を実施する可能性があります。ただし、その場合でも公開買付者及び大淵雅次が対象者の全株式を所有することとなるよう、公開買付者及び大淵雅次以外の株主に対しては、最終的に現金を交付する方法の採用を予定しております。かかる方法を採用した場合における当該対象者株主に交付する金銭の額についても、特段の事情のない限り、本公開買付けの買付価格を基準として算定される予定ですが、この金銭が本公開買付けの買付価格と異なることがあり得ます。

上記①乃至③の手続及び上記合併手続の実施の詳細・時期等は現時点では未定ですが、決定次第、速やかに公表いたします。公開買付者及び大淵雅次は、これらの本臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会に関する対象者における基準日設定公告等への協力を対象者に要請する意向を有しております。

なお、本公開買付けは、上記本臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会における対象者の株主の賛同を勧誘するものではありません。

上記の各手続における税務上の取り扱いについては、株主及び第1回新株予約権者各位において税務の専門家にご確認下さい。

また、対象者は、本公開買付けの後において、未だ第1回新株予約権が残存する場合、公開買付者の要請により、第1回新株予約権を消却するために必要な手続を行う場合があります。

(5) 上場廃止となる見込みである旨

前述の通り、公開買付者は、対象者の非上場化（上場廃止）を目的としているため、本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限を設定しておりません。そのため、本公開買付けの結果、ヘラクレス市場の株券上場廃止基準に該当した場合、対象者の株式は、所定の手続を経て、上場廃止となる可能性があります。

また、上記基準のいずれにも該当しない場合でも、公開買付者及び大淵雅次は、本公開買付けの終了後に、適用のある法令に従い、対象者の全株式等の取得をすることを予定しています。その場合には対象者の株式は上場廃止となります。

なお、大阪証券取引所は、平成20年7月31日、監理銘柄及び整理銘柄に関する規則第7条第1号の2 a (c)に該当するとして、対象者の株式を監理銘柄（確認中）に指定しており、本来であれば、平成21年1月31日までに5日間（休業日を除外する。）連続して、対象者の株式の浮動株時価総額が5億円以上とならない場合には、上場廃止基準に該当し、対象者の株式は、上場廃止となる予定でした。しかし、その後、大阪証券取引所は、平成20年10月30日、上場廃止基準のうち、上記浮動株時価総額に係る基準について、平成20年12月までの間、一時的に適用を停止し、また、平成21年1月13日、同月5日から同年12月末日までの間の上記浮動株時価総額に係る基準（注）を変更したため、平成21年3月31日までに5日間（休業日を除外する。）連続して、対象者の株式の浮動株時価総額が3億円以上とならない場合には、上場廃止基準に該当し、対象者の株式は、平成21年4月1日から同月30日までの間、整理銘柄に指定された後、上場廃止となる予定です。従いまして、本公開買付けの結果如何にかかわらず、対象者の株式は、平成21年5月1日をもって、上場廃止となる可能性があります。

上場廃止後は対象者株券をヘラクレス市場において取引することは出来ません。

（注）変更後の浮動株時価総額に係る上場廃止基準は、浮動株時価総額が「30営業日連続して3億円未満である場合において、6か月の間に5営業日連続して3億円以上とならないとき」というものです。

(6) 公開買付者と対象者の株主との間における応募に係る重要な合意等に関する事項

公開買付者は、対象者の代表取締役社長である大淵雅次（株式所有割合 67.80%）からは、対象者株式について本公開買付けに応募しない旨の同意を得ております。また、公開買付者は、対象者の常務取締役である大西直子（株式所有割合 0.97%）からは、対象者株式について本公開買付けに応募する旨の同意を得ております。

さらに、対象者は、その保有する自己株式を処分しない予定であるとのことであり、自己株式については本公開買付けへ応募されない見込みです。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 商号	株式会社パワーアップ
② 事業内容	1. レストランの店舗運営事業 2. その他事業

③ 設 立 年 月 日	平成9年12月18日	
④ 本 店 所 在 地	愛媛県松山市三番町六丁目8番地7	
⑤ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 大淵雅次	
⑥ 資 本 金	483,300千円(平成20年5月31日現在)	
⑦ 大株主及び持株比率	<p style="text-align: right;">(平成20年5月31日現在)</p> 大淵 雅次 67.80% 株式会社南日本銀行 4.49% ノーザントラストカンパニーエイブイエフシーリノーザントラストガンジー ノントリーティークライアンツ(常任代理人 香港上海銀行東京支店) 3.91% パワーアップ従業員持株会 1.25% フォルティスプライベートエクイティアジアファンド(常任代理人 株式会 社三菱東京UFJ銀行) 1.19% モルガンスタンレーアンドカンパニーインターナショナルピーエルシー(常 任代理人 モルガン・スタンレー証券株式会社) 1.15% 大西 直子 0.96% ジャフコV1-B号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 株式会社ジャフコ 0.77% 株式会社愛媛銀行 0.77% (注)上記のほか、自己名義の株式が124千株(株式所有割合2.42%)あり ます。	
⑧ 買付者と対象者の 関 係 等	資 本 関 係	該当事項はありません。
	人 的 関 係	公開買付者の代表取締役社長である大淵雅次は、対象者の 代表取締役社長を兼任しています。
	取 引 関 係	該当事項はありません。
	関連当事者へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。

(2) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成21年1月29日(木曜日)から平成21年3月12日(木曜日)まで(30営業日)

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(3) 買付け等の価格

普通株式 1株につき、400円
第1回新株予約権 1個につき、1円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

1) 普通株式（株券）

公開買付者は、本公開買付けにおける対象者普通株式の買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するに当たり、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関である KPMG FAS より株式価値算定書を平成 21 年 1 月 27 日に取得し、参考としております。

KPMG FAS は、市場株価平均法及び DCF 法を用いて対象者の株式価値を算定いたしました。市場株価平均法は、対象者の収益性、資産性、将来性等の様々な要素が反映された資本市場において形成される市場価格に基づく客観的算定手法であります。また、DCF 法は、対象者が継続企業であるとの前提の下、対象者の事業計画に基づく対象者の事業の将来像を反映した価値算定が可能な算定手法であります。KPMG FAS は、市場株価平均法では、平成 21 年 1 月 26 日を基準日として、ヘラクレス市場における対象者株式の基準日終値、過去 1 ヶ月間の終値の単純平均値、過去 3 ヶ月間の終値の単純平均値及び過去 6 ヶ月間の終値の単純平均値を基に、対象者株式 1 株当たりの価値の範囲を算定しております。また、DCF 法では、対象者の事業計画等の情報に基づき、対象者株式 1 株当たりの価値の範囲を算定しております。株式価値算定書によると、対象者株式 1 株当たりの価値の範囲は、市場株価平均法では 198 円から 243 円、DCF 法では 333 円から 422 円と算定されております。公開買付者は、本公開買付けが上場廃止を企図し既存株主への影響が大きいことや、対象者による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けの見通し等を総合的に勘案した上で、対象者と協議・交渉した結果、上記の評価結果を参考にし、最終的に平成 21 年 1 月 28 日に本公開買付価格を 400 円とすることを決定いたしました。

なお、本公開買付価格は本公開買付けの実施についての公開買付者のかかる株主総会決議の日の前営業日である平成 21 年 1 月 27 日のヘラクレス市場における対象者株式の終値 197 円に対して 103.0%（小数点以下第二位を四捨五入。）、平成 21 年 1 月 27 日までのヘラクレス市場における対象者株式の終値の過去 1 ヶ月単純平均値 198 円（小数点以下を四捨五入。）に対して 102.0%（小数点以下第二位を四捨五入。）、平成 21 年 1 月 27 日までのヘラクレス市場における対象者株式の終値の過去 3 ヶ月単純平均値 218 円（小数点以下を四捨五入。）に対して 83.5%（小数点以下第二位を四捨五入。）、平成 21 年 1 月 27 日までのヘラクレス市場における対象者株式の終値の過去 6 ヶ月単純平均値 242 円（小数点以下を四捨五入。）に対して 65.3%（小数点以下第二位を四捨五入。）のプレミアムを加えた価格となります。

2) 第 1 回新株予約権（新株予約権証券）

平成 21 年 1 月 28 日現在における第 1 回新株予約権の 1 株当たりの行使価格は 565 円であり、本公開買付けの普通株式 1 株当たりの買付価格 400 円を上回っております。また、第 1 回新株予約権はストック・オプションとして発行され、新株予約権の行使の条件として原則として対象者の取締役、従業員又は対象者と顧問契約を締結している者であることが要求されており、また、第 1 回新株予約権の質入れその他一切の処分は認められておりません。そのため、公開買付者が第 1 回新株予約権を取得したとしてもこれを行わせることについて疑義があると解されます。したがって、平成 21 年 1 月 28 日に、買付価格を 1 円と決定いたしました。

② 算定の経緯

1) 普通株式（株券）の買付価格の決定に至る過程

公開買付者、公開買付者の代表取締役兼株主である大淵雅次及び対象者の常務取締役兼株主である大西直子は、中長期的な視野に立った経営戦略（事業モデルの迅速且つ適確な対応及び転換）を、短期的な業績の変動に左右されることなく、可及的速やかに実

行する体制を整備するためには、本取引による非上場化が必要であると判断し、平成 20 年 12 月から、本公開買付けに関する具体的な検討を開始いたしました。

そこで、公開買付者及び公開買付者の代表取締役兼株主である大淵雅次は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、参考情報とすべく、平成 20 年 12 月、KPMG FAS に対して、対象者の株式価値の評価を依頼し、平成 21 年 1 月 27 日付で対象者の株式価値に関する株式価値算定書を取得しております。

KPMG FAS は、市場株価平均法及び DCF 法を用いて対象者の株式価値を算定いたしました。市場株価平均法は、対象者の収益性、資産性、将来性等の様々な要素が反映された資本市場において形成される市場価格に基づく客観的算定手法であります。また、DCF 法は、対象者が継続企業であるとの前提の下、対象者の事業計画に基づく対象者の事業の将来像を反映した価値算定が可能な算定手法であります。KPMG FAS は、市場株価平均法では、平成 21 年 1 月 26 日を基準日として、ヘラクレス市場における対象者株式の基準日終値、過去 1 ヶ月間の終値の単純平均値、過去 3 ヶ月間の終値の単純平均値及び過去 6 ヶ月間の終値の単純平均値を基に、対象者株式 1 株当たりの価値の範囲を算定しております。また、DCF 法では、対象者の事業計画等の情報に基づき、対象者株式 1 株当たりの価値の範囲を算定しております。株式価値算定書によると、対象者株式 1 株当たりの価値の範囲は、市場株価平均法では 198 円から 243 円、DCF 法では 333 円から 422 円と算定されております。公開買付者は、本公開買付けが上場廃止を企図し既存株主への影響が大きいことや、対象者による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けの見通し等を総合的に勘案した上で、対象者と協議・交渉した結果、上記の評価結果を参考にし、最終的に平成 21 年 1 月 28 日に本公開買付価格を 400 円とすることを決定いたしました。

なお、本公開買付価格は本公開買付けの実施についての公開買付者のかかる株主総会決議の日の前営業日である平成 21 年 1 月 27 日のヘラクレス市場における対象者株式の終値 197 円に対して 103.0% (小数点以下第二位を四捨五入。)、平成 21 年 1 月 27 日までのヘラクレス市場における対象者株式の終値の過去 1 ヶ月単純平均値 198 円 (小数点以下を四捨五入。) に対して 102.0% (小数点以下第二位を四捨五入。)、平成 21 年 1 月 27 日までのヘラクレス市場における対象者株式の終値の過去 3 ヶ月単純平均値 218 円 (小数点以下を四捨五入。) に対して 83.5% (小数点以下第二位を四捨五入。)、平成 21 年 1 月 27 日までのヘラクレス市場における対象者株式の終値の過去 6 ヶ月単純平均値 242 円 (小数点以下を四捨五入。) に対して 65.3% (小数点以下第二位を四捨五入。) のプレミアムを加えた価格となります。

2) 第 1 回新株予約権 (新株予約権証券) の買付価格の決定に至る過程

平成 21 年 1 月 28 日現在における第 1 回新株予約権の 1 株当たりの行使価格は 565 円であり、本公開買付けの普通株式 1 株当たりの買付価格 400 円を上回っております。また、第 1 回新株予約権はストック・オプションとして発行され、新株予約権の行使の条件として原則として対象者の取締役、従業員又は対象者と顧問契約を締結している者であることが要求されており、第 1 回新株予約権の質入れその他一切の処分は認められておりません。そのため、公開買付者が第 1 回新株予約権を取得したとしてもこれを行使することについて疑義があると解されます。したがって、平成 21 年 1 月 28 日に、買付価格を 1 円と決定いたしました。

3) 買付価格の公正性を担保するための措置について

対象者の取締役会は、公開買付者から提示された本公開買付価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するための措置の 1 つとして、不当に恣意的な判断がなされないよう、対象者及び公開買付者から独立した第三者算定機関である朝日税理士法人を

独自に選定し、対象者の株式価値算定を依頼しました。

朝日税理士法人は、対象者の株式価値算定にあたり必要となる情報を収集・検討するため、対象者取締役会から事業の現状及び将来の事業計画等について資料を取得し、それらの情報を踏まえて対象者の株式価値を算定しました。そして、対象者の取締役会は、平成 21 年 1 月 27 日に、朝日税理士法人から対象者の株式価値の算定に関する株式価値評価報告書を取得しました。朝日税理士法人は、本公開買付けのように不特定多数の相手方から株式を大量に取得する場合は、透明性と合理性の確保は不可欠であると判断し、そのような観点から、市場株価方式の恣意性の排除された客観性に優れた点と DCF 法の合理性と論理性に優れた点を重視すべきとして、市場株価方式及び DCF 法による評価を実施しました。その結果は下記の通りです。

市場株価方式：307 円～391 円

DCF 法：380 円～407 円

その上で、朝日税理士法人は、不特定多数の株主の理解を得られやすい市場株価方式による評価額の最小値である 307 円と投資採算性の確保が可能となる DCF 法による評価額の最大値である 407 円のレンジを対象者の株式の 1 株当たりの評価額とし、対象者の 1 株当たりの価格としては 307 円から 407 円が相当であるとの評価を下しております。

なお、市場株価方式の評価結果について、対象者は、朝日税理士法人より、以下の a) 及び b) における最小値である 307 円から最高値である 391 円であるとの説明を受けております。

- a) 平成 21 年 1 月 23 日までのヘラクレス市場における対象者株式の終値の過去 3 ヶ月単純平均値 219 円に 40%のプレミアムを加えた額である 307 円及び当該 3 ヶ月平均値に 60%のプレミアムを加えた額である 351 円
- b) 平成 21 年 1 月 23 日までのヘラクレス市場における対象者株式の終値の過去 6 ヶ月単純平均値 244 円に 40%のプレミアムを加えた額である 342 円及び当該 6 ヶ月平均値に 60%のプレミアムを加えた額である 391 円

対象者の取締役会は、公開買付者による本公開買付価格について、上記の株式価値評価報告書の算定結果を参考として、慎重に検討した結果、本公開買付価格は適正な水準にあるものと判断いたしました。

また、対象者は、公開買付者からの本取引についての提案を検討するに当り、平成 20 年 12 月、法律顧問として、対象者及び公開買付者から独立した第三者であるきっかわ法律事務所を独自に指名し、本取引に関する法的助言について依頼しました。対象者は、きっかわ法律事務所の法的助言を受けながら、本公開買付けを含む本取引の是非及び本公開買付けの諸手続を含む諸条件等につき慎重に協議・検討を行い、公開買付者と十分な協議・交渉を行いました。また、対象者は、きっかわ法律事務所の法的助言を受け、法律意見書を取得した上で、本公開買付価格及び本公開買付けの諸手続を含む諸条件は妥当であると判断し、平成 21 年 1 月 28 日開催の対象者の取締役会において、本公開買付けに賛同の意を表明する旨の対象者取締役会決議をしております。

公開買付者は、法令に定められた公開買付期間の最短期間が 20 営業日であるところ、本公開買付けに関する公開買付期間を 30 営業日と設定しております。この公開買付期間を比較的長期間にすることにより、対象者の株主に対して本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、もって、買付価格の適正性の担保とすることを企図しております。なお、対象者と公開買付者は、(i)対象者が公開買付者の対抗者と接触することを禁止するようないわゆる取引保護条項、(ii)公開買付者以外に対抗的な買付け等を行う者が現れた場合において対象者の本公開買付けに対する意見を変更することを禁止・制限する条項等を含め、公開買付者以外に対抗的な買付け等を行う者が現れる機会を実質的に阻害するおそれのある条項を含む合意を行っておりません。

また、公開買付者は、本公開買付けについて、本公開買付けに応募しない旨の合意をしている大淵雅次が対象者株式 3,500,000 株（株式所有割 67.80%）を所有していることに鑑み、対象者の第 11 期半期報告書（提出日：平成 20 年 8 月 13 日）に記載された平成 20 年 8 月 13 日現在の対象者の発行済株式総数（5,162,000 株）に、対象者の第 11 期半期報告書（提出日：平成 20 年 8 月 13 日）に記載された平成 20 年 7 月 31 日現在存在した第 1 回新株予約権 600 個から、その翌日から本日現在までに第 1 回新株予約権者である対象者取締役が権利放棄した 420 個を控除した 180 個を株式に換算した 18,000 株を加え、対象者の自己株券買付状況報告書（提出日：平成 21 年 1 月 5 日）に記載された平成 20 年 12 月 31 日現在の自己株式（153,342 株）、本公開買付けに応募しない旨の合意をしている大淵雅次が保有する株式（3,500,000 株）及び本公開買付けに応募する旨の合意をしている大西直子が保有する株式（50,000 株）を控除した数のうちその 3 分の 1 に相当する数（492,220 株）に、大西直子が保有する株式（50,000 株）を加えた株式数（542,220 株）の応募がなければ公開買付けが成立しない水準に買付予定の下限を設定することにより、大淵雅次及び大西直子以外の 3 分の 1 の株主の皆様の賛同が得られない場合には本取引を行わないこととし、対象者の株主の皆様の意思を重視しております。

対象者の代表取締役社長である大淵雅次は、公開買付者の代表取締役社長兼株主でもあり、本取引に係る対象者における全ての決議について特別利害関係を有するものと判断し、対象者取締役会決議について、その審議及び決議に参加していません。また、大淵雅次は、本取引に関して、対象者の立場において公開買付者との協議・交渉には一切参加していません。

また、対象者の常務取締役兼株主である大西直子は、大淵雅次と共に、本取引を検討し、本取引後の対象者の事業を中心的に担っていくことが予定されていることに鑑み、対象者取締役会決議について、その審議及び決議に参加していません。また、大西直子は、本取引に関し、対象者の立場において公開買付者との協議・交渉には一切参加していません。

対象者取締役会決議には、公開買付者の代表取締役社長兼株主である大淵雅次及び対象者の常務取締役兼株主である大西直子の 2 名以外の対象者の取締役及び監査役的全員が出席し、上記の賛同表明は、決議に参加した対象者の取締役の全員一致で決議されております。また、対象者の社外監査役 1 名を含めた監査役はいずれも対象者取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに賛成の意を表しております。

③ 算定機関との関係

該当事項はありません

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
542,300 (株)	542,300 (株)	—

(注 1) 応募株券等の総数が「買付予定数の下限」(542,300株。以下「買付予定の下限」といいます。)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定の下限以上の場合には、応募株券等の全部の買付けを行います。

(注 2) 「買付予定数」は、対象者の第 11 期半期報告書（提出日：平成 20 年 8 月 13 日）に記載された平成 20 年 8 月 13 日現在の対象者の発行済株式総数（5,162,000 株）に、対象者の第 11 期半期報告書（提出日：平成 20 年 8 月 13 日）に記載された平成 20 年 7 月 31 日現在存在した第 1 回新株予約権 600 個から、その翌日から本日現在までに第 1 回新株予約権者である対象者取締役が権利放棄した 420 個を控除した 180 個を株式に換算した 18,000 株を加え、対象者の自己株券買付状況報告書（提出日：平成 21 年 1 月 5 日）に記載された平成 20 年 12 月 31 日現在の自己株式（153,342 株）、本公開買付けに応募しない旨の合意をしている大淵雅次が保有する株式（3,500,000 株）及び本公開買付けに応募する旨の合意をしている大西

直子が保有する株式（50,000株）を控除した数のうちその3分の1に相当する数（492,220株）に、大西直子が保有する株式（50,000株）を加えた株式数（542,220株）の単元未満に係る数を切り上げた株式数（542,300株）です。

（注3） 対象者はその保有する自己株式を処分しない予定とのことであり、自己株式については本公開買付けへ応募されない見込みです。

（注4） 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。この場合、対象者は、市場価格で当該買取りを行います。

（注5） 公開買付け者が本公開買付けにより取得する株券等の最大の数は、株式に換算して5,026,658株となります。これは、対象者の第11期半期報告書（提出日：平成20年8月13日）に記載された平成20年8月13日現在の対象者の発行済株式総数（5,162,000株）に、対象者の第11期半期報告書（提出日：平成20年8月13日）に記載された平成20年7月31日現在存在した第1回新株予約権600個から、その翌日から本日現在までに第1回新株予約権者である対象者取締役が権利放棄した420個を控除した180個を株式に換算した18,000株を加え、対象者の自己株券買付状況報告書（提出日：平成21年1月5日）に記載された平成20年12月31日現在の自己株式（153,342株）を控除した株式数です。但し、公開買付け者は、大淵雅次から大淵雅次が保有する対象者株式について本公開買付けに応募しない旨の合意を得ており、大淵雅次が保有する対象者株式を控除した場合は、最大1,526,658株となります。

（6）買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付け者の所有株券等に係る議決権の数	一個	（買付け等前における株券等所有割合 0.00%）
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	35,500個	（買付け等前における株券等所有割合 70.48%）
買付予定の株券等に係る議決権の数	5,423個	（買付け等後における株券等所有割合 10.79%）
対象者の総株主等の議決権の数	50,366個	

（注1） 「買付け等前における株券等所有割合」の計算においては、「対象者の総株主等の議決権の数」を分母にしております。

（注2） 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数（542,300株）に係る議決権の数を記載しております。

（注3） 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

（注4） 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。但し、特別関係者の所有する株券等も本公開買付けの対象としていますが、大淵雅次からは本公開買付けに応募しない旨の同意を得ているため、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、大淵雅次が保有している対象者株式3,500,000株についてのみ、「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は分子に加算しております。

（注5） 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者の第11期半期報告書（提出日：平成20年8月13日）に記載された平成20年5月31日現在の総株主の議決権の数です。但し、第1回新株予約権及び単元未満株式についても、本公開買付けの対象としておりますので、「買付け等後における株券等所有割合」においては、上記半期報告書に記載された平成20年8月13日現在の発行済株式総数（5,162,000株）に、対象者の第11期半期報告書（提出日：平成20年8月13日）に記載された平成20年7月31日現在存在した第1回新株予約権600個から、その翌日から本日現在までに第1回新株予約権者である対象者取締役が権利放棄した420個を控除した180個を株式に換算した18,000株を加え、本公開買付けを通じて取得する予定がない、対象者の自己株券買付状況報告書（提出日：平成21年1月5日）に記載された平成20年12月31日現在の自己株式（153,342株）を控除した5,026,658

株に係る議決権の数（50,266個）を分母として計算しております。

(7) 買付代金 216,920,000 円

「買付代金」には、応募株券等の全部が普通株式であったと仮定した場合の金額として、買付予定数 542,300 株に 1 株当たりの買付価格を乗じた金額を記載しています。

なお、最大買付数（普通株式 5,008,658 株及び第 1 回新株予約権 180 個を株式に換算した株式数である 18,000 株の合計株式数 5,026,658 株）を買付けた場合の買付代金は 2,010,663,200 円になります。但し、公開買付者は、大淵雅次から大淵雅次が保有する対象者株式について本公開買付けに応募しない旨の合意を得ており、大淵雅次が保有する対象者株式 3,500,000 株を除いた最大 1,526,658 株を全て買付けた場合の買付代金は 610,663,200 円となります。

(8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
SMB Cフレンド証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町 7 番 12 号

② 決済の開始日
平成 21 年 3 月 23 日（月曜日）

③ 決済の方法
公開買付期間終了後遅滞なく、買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされる方（以下「応募株主等」といいます。）の住所又は所在地（外国人株主等の場合にはその常任代理人の住所）宛に郵送します。
買付けは現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等の指定した場所へ送金します。

④ 株券等の返還方法
後記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「①法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき株券等を買付けないこととなった場合には、返還することが必要な株券等は、決済の開始日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以降遅滞なく、応募が行われた時の公開買付代理人に開設した応募株主口座の状態にすることにより返還します。

(9) その他買付け等の条件及び方法

① 法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容
応募株券等の総数が買付予定の下限（542,300 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定の下限（542,300 株）以上の場合には、応募株券等の全部の買付けを行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法
令第 14 条第 1 項第 1 号イ乃至リ及びワ乃至ソ、第 2 号、第 3 号イ乃至チ並びに同条第 2 項第 3 号乃至第 6 号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。
撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法
法第 27 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により、対象者が公開買付期間中に、株式の分割その他の令

第 13 条第 1 項に定める行為を行った場合は、府令第 19 条第 1 項に定める基準に従い買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。

契約の解除をされる場合は、公開買付期間の末日の午後 3 時 00 分までに、応募受付をした公開買付代理人の本店又は全国各支店に「公開買付応募申込受付票」（お客様控）を添付のうえ、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）に所要事項を記載のうえ、交付又は送付してください。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間の末日の午後 3 時 00 分までに、下記に指定する者に到着することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者

SMB Cフレンド証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町 7 番 12 号

（その他の SMBCフレンド証券株式会社全国各支店）

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、保管した応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

解除を申し出られた場合には、応募株券等は手続終了後速やかに前記「8. 決済の方法」の「④株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、法第 27 条の 6 第 1 項及び令第 13 条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。この場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行なわれた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、法第 27 条の 8 第 11 項ただし書に規定する場合を除き、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に令第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われたものでは

なく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものではなく、米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付け届出書又は関連する買付書類は米国において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けに日本国内の常任代理人を通じて応募する外国人株主等の方は、以下の表明・保証を行うことを要求されます。

応募者が応募の時点及び公開買付け応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募者が本公開買付けに関するいかなる情報又は書類も、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、本公開買付け若しくは応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を利用していないこと、及び、米国における本人のための、裁量権を持たない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該本人が本公開買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(10) 公開買付け開始公告日

平成 21 年 1 月 29 日（木曜日）

(11) 公開買付け代理人

SMB C フレンド証券株式会社

東京都中央区日本橋兜町 7 番 12 号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

「1. 買付け等の目的」をご参照下さい。

4. その他

(1) 公開買付け者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

① 買付け者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

公開買付け者は、対象者の代表取締役社長である大淵雅次（株式所有割合 67.80%）からは、対象者株式について本公開買付けに応募しない旨の同意を得ております。また、公開買付け者は、対象者の常務取締役である大西直子（株式所有割合 0.97%）からは、対象者株式について本公開買付けに応募する旨の同意を得ております。

さらに、対象者は、その保有する自己株式を処分しない予定であるとのことであり、自己株式については本公開買付けへ応募されない見込みです。

② 公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程

対象者は、平成 9 年 12 月に飲食事業を目的とする「有限会社パワーアップ」として創業し、「元祖にんにくや」第 1 号店を愛媛県松山市大街道に出店しました。その後も、対象者は、平成 11 年 12 月には九州地区ショッピングセンター内第 1 号店として大分県大分市トキハわさだタウン内に「元祖にんにくや わさだ店」を、平成 13 年 6 月には四国地区ショッピングセンター内第 1 号店として愛媛県新居浜市イオンショッピングセンター内に「元祖にんにくや 新居浜店」を出店しました。また、対象者は、平成 13 年 11 月には関東地区第 1 号店として神奈川県大和市イオンショッピングセンター内に「元祖にんにくや 大和店」を、平成 14 年 9 月には北陸地区第 1 号

店として富山県高岡市イオンショッピングセンター内に「元祖にんにくや 高岡店」を、同年10月には関西地区第1号店として兵庫県伊丹市ダイヤモンドシティテラス内に「元祖にんにくや伊丹店」を、平成15年6月には東海地区第1号店として名古屋市熱田区イオンショッピングセンター内に「元祖にんにくや 熱田店」を、同年8月には東北地区第1号店として岩手県盛岡市イオンショッピングセンター内に「元祖にんにくや 盛岡店」を出店し、次々と「元祖にんにくや」の全国展開を進めました。その後、対象者は、平成15年9月には「株式会社パワーアップ」に組織変更した後も、更なる「元祖にんにくや」の全国展開を進め、平成17年4月には北海道地区第1号店として北海道苫小牧市イオンショッピングセンター内に「元祖にんにくや 苫小牧店」を、平成18年3月には東京都内第1号店として東京都葛飾区アリオ亀有内に「元祖にんにくや 亀有店」を、同年4月には甲信地区第1号店として岐阜県本巣市モレラ岐阜内に「元祖にんにくや 岐阜店」を出店しました。また、対象者は、「元祖にんにくや」以外にも、平成16年3月には「ガーリック・きっちん」の中国地区第1号店を広島県安芸郡府中町ダイヤモンドシティソレイユ内に出店し、平成16年11月にはフードコート店「にんにん」第1号店を兵庫県西宮市ららぽーと甲子園内に出店し、平成18年7月にはレストラン「まかない亭」第1号店を奈良県生駒市イオンショッピングセンター内に出店し、平成19年7月にはレストラン「神戸洋食亭北野グリル」第1号店を岐阜県各務原市イオンショッピングセンター内に出店し、平成20年3月にはレストラン「マンマ・ヴォーノ」第1号店を大阪府堺市アリオ鳳ショッピングセンター内に出店し、同年7月にはレストラン「イタリア食堂 Prego」第1号店を香川県綾歌郡イオン綾川ショッピングセンター内に出店し、同年10月にはレストラン「グリル&パスタ AmoreAmare」第1号店を茨城県つくば市イーアスつくばショッピングセンター内に出店し、同年11月には和食レストラン「味噌汁や」第1号店を群馬県伊勢崎市 SMARK 伊勢崎ショッピングセンター内に出店し、同年12月にはレストラン「ビア&グリル Yamashita」第1号店を愛知県名古屋市ミタニビル内に出店するなど、「元祖にんにくや」以外のブランドについても全国展開を進めて参りました。

以上のように、対象者は、設立当初より、首都圏でブームとなった業態を地方にも拡大し、流行の全国共通化に取り組み、より多くのお客様が豊かな食生活を楽しめ、外食を交えた生活水準向上の確立に努めて参りました。また、同時期に日本に商業施設ブームが発生した為、対象者は、同ブームと共に大型商業施設への出店を進めて参りました。その後も、対象者は、第一業態の確立と共に、高齢化社会に対応すべく新しい業態を考案し、幅広い客層の確保に取り組んで参りました。その結果、対象者は、平成18年2月28日（第9期第1四半期）においては、店舗数37店舗、営業利益169,034千円、経常利益171,133千円を計上し、平成18年7月には、ヘラクレス市場への上場を果たしました。

しかしながら、世界経済の不安定化、日本の人口増加率の低下、食材・原油価格の乱高下、労働力不足による賃金の上昇等によりフードサービス産業全体の競争は益々激化しております。

さらに、対象者は、上記の通り、大型商業施設を中心に店舗展開を繰り返してきましたが、いわゆるまちづくり三法（大規模小売店舗立地法、都市計画法、中心市街地の活性化に関する法律）の影響により、大型商業施設の建設が困難となり、また、大型商業施設が既に飽和状態であることに鑑み、今後は、従来の事業モデルを大きく変更する必要に迫られております。

かかる対象者が直面している課題を踏まえ、大淵雅次及び大西直子は、対象者の今後の中長期的な成長のためには、事業モデルの迅速且つ適確な対応及び転換をしていく必要があると考えております。具体的には、大淵雅次及び大西直子は、対象者としては、今後は、従来の大型商業施設中心の出店から、いわゆる「街中」への出店割合を大幅に増加させる必要があり、また、これに伴い、現在店舗展開している「元祖にんにくや」、「ガーリック・きっちん」、「にんにん」、「まかない亭」、「神戸洋食亭北野グリル」、「マンマ・ヴォーノ」、「イタリア食堂 Prego」、「グリル&パスタ AmoreAmare」、「味噌汁や」及び「ビア&グリル Yamashita」以外にも、新たな価格帯や顧客単価の店舗を展開する必要があると考えております。

しかし、「街中」での店舗運営は、従前の大型商業施設よりも家賃が高額である等投資額が膨ら

むことが予想されることから、従前よりも利益率が下がり、投下資本の回収期間は従前よりも長期間になることが予想されます。また、対象者は、大型商業施設での店舗運営についてはノウハウを十分有しておりますが、「街中」での店舗運営に関しても、よりノウハウを拡充していく必要があると考えております。さらに、新業態の店舗展開には、先行的に経費が発生することにより、中期的に利益が減少することや、その店舗展開による成果が計画通り実現しない事業リスクがあります。

もっとも、このような要因により業績の悪化が見込まれる可能性があるとしても、大淵雅次及び大西直子は、対象者の今後の中長期的な成長の為に、「出店場所の変更」、「新規分野の開拓」、「新業態の開発」が不可欠と考えております。

そこで、大淵雅次及び大西直子は、中長期的な視野に立った経営戦略（事業モデルの迅速且つ適確な対応及び転換）を、短期的な業績の変動に左右されることなく、可及的速やかに実行する体制を整備するためには、本取引による非上場化が必要であると考えました。

また、対象者の株式は、対象者の業績が好調であるにも拘らず、昨今の経済情勢等を要因に株価が低迷したため、平成 20 年 7 月 31 日、大阪証券取引所から、監理銘柄及び整理銘柄に関する規則第 7 条第 1 号の 2 a (c) に該当するとして、対象者の株式を監理銘柄（確認中）に指定され、本来であれば、平成 21 年 1 月 31 日までに 5 日間（休業日を除外する。）連続して、対象者の株式の浮動株時価総額が 5 億円以上とならない場合には、上場廃止基準に該当し、上場廃止となる予定でした。もっとも、その後、大阪証券取引所が、平成 20 年 10 月 30 日、上場廃止基準のうち、上記浮動株時価総額に係る基準について、平成 20 年 12 月までの間、一時的に適用を停止し、また、平成 21 年 1 月 13 日、同月 5 日から同年 12 月末日までの間の上記浮動株時価総額に係る基準（注）を変更したため、平成 21 年 3 月 31 日までに 5 日間（休業日を除外する。）連続して、対象者の株式の浮動株時価総額が 3 億円以上とならない場合には、上場廃止基準に該当し、対象者の株式は、平成 21 年 4 月 1 日から同月 30 日までの間、整理銘柄に指定された後、上場廃止となる予定です。このように対象者の株式は、上場廃止になる可能性があることから、大淵雅次及び大西直子は、対象者の代表取締役社長及び常務取締役としての立場に鑑み、対象者の株券等の売却による投下資本回収の機会を株主に等しくご提供する必要があると判断いたしました。

（注）変更後の浮動株時価総額に係る上場廃止基準は、浮動株時価総額が「30 営業日連続して 3 億円未満である場合において、6 か月の間に 5 営業日連続して 3 億円以上とならないとき」というものです。

以上の通り、公開買付者は、対象者の中長期的な企業価値の向上を図り、且つ、対象者の株券等の売却による投下資本回収の機会を等しく提供するためには、対象者の株主等の皆様にその保有する株式等の売却の機会をご提供しつつ、本取引による対象者の非上場化を行うことが最善であるとの結論に至ったことから、本公開買付けの実施を決定したものです。

③ 利益相反回避措置の内容

公開買付者は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するに当たり、対象者及び公開買付者から独立した第三者算定機関である KPMG FAS より株式価値算定書を平成 21 年 1 月 27 日に取得し、参考としております。

KPMG FAS は、市場株価平均法及び DCF 法を用いて対象者の株式価値を算定いたしました。市場株価平均法は、対象者の収益性、資産性、将来性等の様々な要素が反映された資本市場において形成される市場価格に基づく客観的算定手法であります。また、DCF 法は、対象者が継続企業であるとの前提の下、対象者の事業計画に基づく対象者の事業の将来像を反映した価値算定が可能な算定手法であります。KPMG FAS は、市場株価平均法では、平成 21 年 1 月 26 日を基準日として、ヘラクレス市場における対象者株式の基準日終値、過去 1 ヶ月間の終値の単純平均値、過去 3 ヶ月間の終値の単純平均値及び過去 6 ヶ月間の終値の単純平均値を基に、対象者株式 1 株当たりの価値の範囲を算定しております。また、DCF 法では、対象者の事業計画等の情報に基づき、対象者

株式1株当たりの価値の範囲を算定しております。株式価値算定書によると、対象者株式1株当たりの価値の範囲は、市場株価平均法では198円から243円、DCF法では333円から422円と算定されております。公開買付者は、対象者との協議・交渉を経て、また、上記の評価結果を参考にし、最終的に平成21年1月28日に本公開買付価格を決定いたしました。

なお、本公開買付価格は、本公開買付けの実施についての公開買付者の株主総会決議の日の前営業日である平成21年1月27日のヘラクレス市場における対象者株式の終値197円に対して103.0%（小数点以下第二位を四捨五入。）、平成21年1月27日までのヘラクレス市場における対象者株式の終値の過去1ヶ月単純平均値198円（小数点以下を四捨五入。）に対して102.0%（小数点以下第二位を四捨五入。）、平成21年1月27日までのヘラクレス市場における対象者株式の終値の過去3ヶ月単純平均値218円（小数点以下を四捨五入。）に対して83.5%（小数点以下第二位を四捨五入。）、平成21年1月27日までのヘラクレス市場における対象者株式の終値の過去6ヶ月単純平均値242円（小数点以下を四捨五入。）に対して65.3%（小数点以下第二位を四捨五入。）のプレミアムを加えた価格となります。

公開買付者は、法第27条の2第5項、令第8条第5項第3号及び府令第5条第5項の規定に従った法令上の要求として、本公開買付けの対象に第1回新株予約権をも含めておりますが、第1回新株予約権の権利行使に係る条件（具体的には、平成21年1月28日現在における第1回新株予約権の1株当たりの行使価格は565円であり、本公開買付けの普通株式1株当たりの買付価格400円を上回っていること及び権利者は、権利行使時に、原則として対象者の取締役、従業員又は対象者と顧問契約を締結している者であることを要するという条件）等に照らして、平成21年1月28日に、第1回新株予約権の買付価格を1個につき1円と設定しています。

一方、対象者の取締役会は、公開買付者から提示された本公開買付価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するための措置の1つとして、不当に恣意的な判断がなされないよう、対象者及び公開買付者から独立した第三者算定機関である朝日税理士法人を独自に選定し、対象者の株式価値算定を依頼しました。

朝日税理士法人は、対象者の株式価値算定にあたり必要となる情報を収集・検討するため、対象者取締役会から事業の現状及び将来の事業計画等について資料を取得し、それらの情報を踏まえて対象者の株式価値を算定しました。そして、対象者の取締役会は、平成21年1月27日に、朝日税理士法人から対象者の株式価値の算定に関する株式価値評価報告書を取得しました。朝日税理士法人は、本公開買付けのように不特定多数の相手方から株式を大量に取得する場合は、透明性と合理性の確保は不可欠であると判断し、そのような観点から、市場株価方式の恣意性の排除された客観性に優れた点とDCF法の合理性と論理性に優れた点を重視すべきとして、市場株価方式及びDCF法による評価を実施しました。その結果は下記の通りです。

市場株価方式：307円～391円

DCF法：380円～407円

その上で、朝日税理士法人は、不特定多数の株主の理解を得られやすい市場株価方式による評価額の最小値である307円と投資採算性の確保が可能となるDCF法による評価額の最大値である407円のレンジを対象者の株式の1株当たりの評価額とし、対象者の1株当たりの価格としては307円から407円が相当であるとの評価を下しております。

なお、市場株価方式の評価結果について、対象者は、朝日税理士法人より、以下のa)及びb)における最小値である307円から最高値である391円であるとの説明を受けております。

- a) 平成21年1月23日までのヘラクレス市場における対象者株式の終値の過去3ヶ月単純平均値219円に40%のプレミアムを加えた額である307円及び当該3ヶ月平均値に60%のプレミアムを加えた額である351円
- b) 平成21年1月23日までのヘラクレス市場における対象者株式の終値の過去6ヶ月単純平均値244円に40%のプレミアムを加えた額である342円及び当該6ヶ月平均値に60%の

プレミアムを加えた額である 391 円

対象者の取締役会は、公開買付者による本公開買付価格について、上記の株式価値評価報告書の算定結果を参考として、慎重に検討した結果、本公開買付価格は適正な水準にあるものと判断いたしました。

また、対象者は、公開買付者からの本取引についての提案を検討するに当たり、平成 20 年 12 月、法律顧問として、対象者及び公開買付者から独立した第三者であるきっかわ法律事務所を独自に指名し、本取引に関する法的助言について依頼しました。対象者は、きっかわ法律事務所の法的助言を受けながら、本公開買付けを含む本取引の是非及び本公開買付けの諸手続を含む諸条件等につき慎重に協議・検討を行い、公開買付者と十分な協議・交渉を行いました。また、対象者は、きっかわ法律事務所の法的助言を受け、法律意見書を取得した上で、本公開買付価格及び本公開買付けの諸手続を含む諸条件は妥当であると判断し、平成 21 年 1 月 28 日開催の対象者の取締役会において、対象者取締役会決議をしております。

公開買付者は、法令に定められた公開買付期間の最短期間が 20 営業日であるところ、本公開買付けに関する公開買付期間を 30 営業日と設定しております。この公開買付期間を比較的長期間にすることにより、対象者の株主に対して本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、もって、買付価格の適正性の担保とすることを企図しております。なお、対象者と公開買付者は、(i)対象者が公開買付者の対抗者と接触することを禁止するようないわゆる取引保護条項、(ii)公開買付者以外に対抗的な買付け等を行う者が現れた場合において対象者の本公開買付けに対する意見を変更することを禁止・制限する条項等を含め、公開買付者以外に対抗的な買付け等を行う者が現れる機会を実質的に阻害するおそれのある条項を含む合意を行っておりません。

また、公開買付者は、本公開買付けについて、本公開買付けに応募しない旨の合意をしている大淵雅次が対象者株式 3,500,000 株（株式所有割合 67.80%）を所有していることに鑑み、対象者の第 11 期半期報告書（提出日：平成 20 年 8 月 13 日）に記載された平成 20 年 8 月 13 日現在の対象者の発行済株式総数（5,162,000 株）に、対象者の第 11 期半期報告書（提出日：平成 20 年 8 月 13 日）に記載された平成 20 年 7 月 31 日現在存在した第 1 回新株予約権 600 個から、その翌日から本日現在までに第 1 回新株予約権者である対象者取締役が権利放棄した 420 個を控除した 180 個を株式に換算した 18,000 株を加え、対象者の自己株券買付状況報告書（提出日：平成 21 年 1 月 5 日）に記載された平成 20 年 12 月 31 日現在の自己株式（153,342 株）、本公開買付けに応募しない旨の合意をしている大淵雅次が保有する株式（3,500,000 株）及び本公開買付けに応募する旨の合意をしている大西直子が保有する株式（50,000 株）を控除した数のうちその 3 分の 1 に相当する数（492,220 株）に、大西直子が保有する株式（50,000 株）を加えた株式数（542,220 株）の応募がなければ公開買付けが成立しない水準に買付予定の下限を設定することにより、大淵雅次及び大西直子以外の 3 分の 1 の株主の皆様の賛同が得られない場合には本取引を行わないこととし、対象者の株主の皆様の意思を重視しております。

対象者の代表取締役社長である大淵雅次は、公開買付者の代表取締役社長兼株主でもあり、本取引に係る対象者における全ての決議について特別利害関係を有するものと判断し、対象者取締役会決議について、その審議及び決議に参加しておりません。また、大淵雅次は、本取引に関して、対象者の立場において公開買付者との協議・交渉には一切参加しておりません。

また、対象者の常務取締役兼株主である大西直子は、大淵雅次と共に、本取引を検討し、本取引後の対象者の事業を中心的に担っていくことが予定されていることに鑑み、対象者取締役会決議について、その審議及び決議に参加しておりません。また、大西直子は、本取引に関し、対象者の立場において公開買付者との協議・交渉には一切参加しておりません。

対象者取締役会決議には、公開買付者の代表取締役社長兼株主である大淵雅次及び対象者の常務取締役兼株主である大西直子の2名以外の対象者の取締役及び監査役の全員が出席し、上記の賛同表明は、決議に参加した対象者の取締役の全員一致で決議されております。また、対象者の社外監査役1名を含めた監査役はいずれも対象者取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに賛成の意を表しております。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

公開買付者は、本公開買付け後、最終的に対象者の全株式等を保有することを企図し、また、対象者の非上場化（上場廃止）を目的としているため、本公開買付けにおいて買付けを行う株式数に上限を設定しておりません。そのため、本公開買付けの結果、ヘラクレス市場の株券上場廃止基準に該当した場合、対象者の株式は、所定の手続を経て、上場廃止となる可能性があります。

また、上記基準のいずれにも該当しない場合でも、公開買付者は、本公開買付けの終了後に、適用のある法令に従い、対象者の全株式の取得をすることを予定しています。その場合にも対象者の株式は、上場廃止基準に従い上場廃止となります。

なお、大阪証券取引所は、平成20年7月31日、監理銘柄及び整理銘柄に関する規則第7条第1号の2 a (c)に該当するとして、対象者の株式を監理銘柄（確認中）に指定しており、本来であれば、平成21年1月31日までに5日間（休業日を除外する。）連続して、対象者の株式の浮動株時価総額が5億円以上とならない場合には、上場廃止基準に該当し、対象者の株式は、上場廃止となる予定でした。しかし、その後、大阪証券取引所は、平成20年10月30日、上場廃止基準のうち、上記浮動株時価総額に係る基準について、平成20年12月までの間、一時的に適用を停止し、また、平成21年1月13日、同月5日から同年12月末日までの間の上記浮動株時価総額に係る基準（注）を変更したため、平成21年3月31日までに5日間（休業日を除外する。）連続して、対象者の株式の浮動株時価総額が3億円以上とならない場合には、上場廃止基準に該当し、対象者の株式は、平成21年4月1日から同月30日までの間、整理銘柄に指定された後、上場廃止となる予定です。従いまして、本公開買付けの結果如何にかかわらず、対象者の株式は、平成21年5月1日をもって、上場廃止となる可能性があります。

上場廃止後は対象者の株式をヘラクレス市場において取引することができなくなり、これを将来売却することが困難となることが予想されます。

（注）変更後の浮動株時価総額に係る上場廃止基準は、浮動株時価総額が「30営業日連続して3億円未満である場合において、6か月の間に5営業日連続して3億円以上とならないとき」というものです。

また、対象者は、平成21年1月28日開催の取締役会において、平成21年2月期の期末配当（予定）の不実施を決議しております。

以上

- ※ このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、本公開買付けに関わる株券等の売付け等の申込みの勧誘又は買付け等の申込みを目的として作成されたものではありません。
- ※ このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものでなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。
- ※ このプレスリリースには、公開買付者が対象者株等式等を取得した場合における、公開買付者の考え方に基づく、事業展開の見通しを記載してありますが、実際の結果は多くの要因によって、これらの見込みから大きく乖離する可能性があります。
- ※ 国又は地域によっては、このプレスリリースの発表又は配布に法令上の制限又は制約が課されている場

合がありますので、それらの限又は制約に留意し、当該国又は地域の法令を遵守してください。本公開買付けの実施が違法となる国又は地域においては、本プレスリリース又はその訳文を受領されても、本公開買付けに関する株券等の売付け等の申込みの勧誘又は買付け等の申込みをしたことにはならず、情報としての資料配付とみなされるものとします。

- ※ 本プレスリリースに含まれる情報を閲覧された方は、法第 167 条第 3 項、同 4 項及び令第 30 条の規定により、内部者取引（いわゆるインサイダー取引）規制に関する第一次情報受領者として、本書面の発表（2つ以上の報道機関に公開された時刻）から 12 時間を経過するまでは、対象者株券等の買付けが禁止される可能性がありますので十分にご注意下さい。万一、当該買付け等を行ったことにより、刑事、民事、行政上の責任を問われることがあっても、当社は一切責任を負いかねますので、予めご了承下さい。